

【事前資料1】

第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画

素案

目 次

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 第1章 計画の策定にあたって----- | ○ |
| 1 策定の背景・趣旨----- | ○ |
| 2 計画の位置づけ----- | ○ |
| 3 計画の策定体制----- | ○ |
| 4 計画の期間----- | ○ |
| 第2章 逗子の子ども・子育ての姿----- | ○ |
| 第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題----- | ○ |
| 第4章 計画の基本的な考え方----- | ○ |
| 1 基本理念----- | ○ |
| 2 基本的な考え方（施策の視点）----- | ○ |
| 3 計画の基本目標----- | ○ |
| 第5章 基本目標における施策の方向と取組み----- | ○ |
| 基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします----- | ○ |
| 基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします----- | ○ |
| 基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします----- | ○ |
| 基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します----- | ○ |
| 基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします----- | ○ |
| 第6章 子ども・子育て支援制度の推進----- | ○ |
| 1 「子ども・子育て支援制度」のポイント----- | ○ |
| 2 子ども・子育て支援制度に基づく事業体系----- | ○ |
| 3 保育の必要性の認定----- | ○ |
| 第7章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策----- | ○ |
| 1 教育・保育提供区域の設定----- | ○ |
| 2 幼児期の教育・保育----- | ○ |
| 3 地域子ども・子育て支援事業----- | ○ |
| 第8章 計画の進行管理----- | ○ |
| 1 計画の推進体制----- | ○ |
| 2 計画の進行管理----- | ○ |
| 資料編（資料1～資料8）----- | 資料編 1～47 |

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

我が国の少子・高齢化は急速に進行しており、これは人口構造のひずみや労働力人口の減少、社会保障制度にかかる負担の増加など、社会経済への深刻な問題として影響を与えるものと懸念されます。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者が増加するなど子育てをめぐる地域や家族の状況は変化しており、さらに経済的に困難な状況から連鎖する子どもの貧困問題、児童虐待など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもが産まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の中、国は少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て三法^{※1}を定め、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が公表され令和元年5月には子ども・子育て支援法の改正、10月から幼児教育・保育が無償化されています。

逗子市では、「逗子市次世代育成行動計画」を踏まえながら、平成27年度から「逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指し推進してきました。

今回、「逗子市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間の最終年度を迎えることから、「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より一層

総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

¹ 子ども・子育て三法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の位置づけ

(1) 基本的考え方

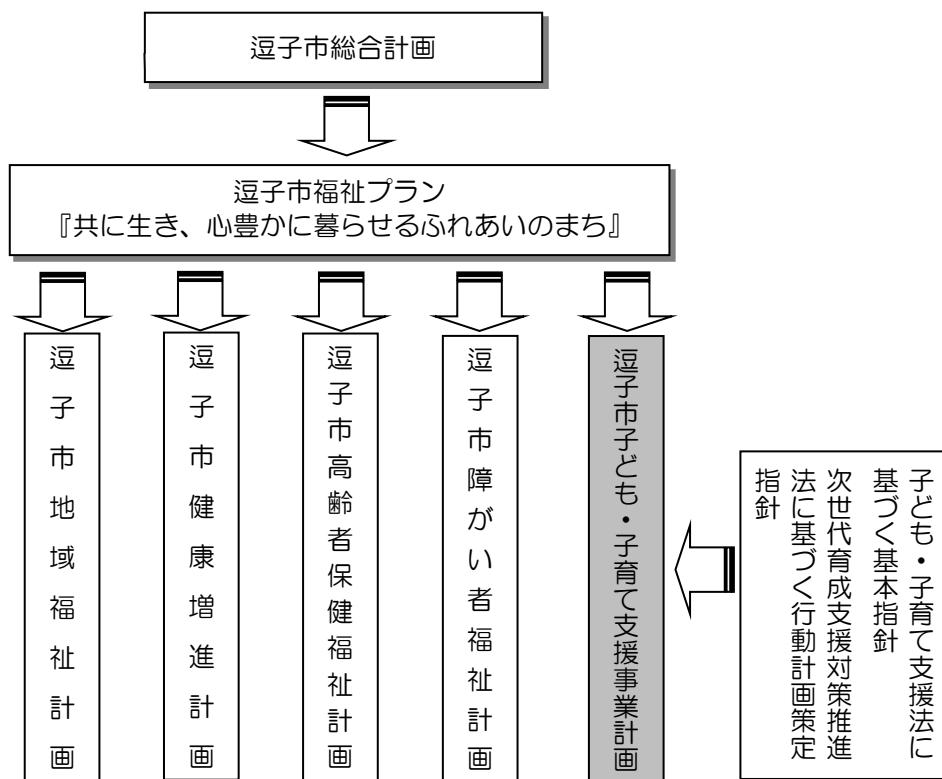
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」を継承し、包含する計画として位置付け、「健やか親子21」に基づく「母子保健計画」及び令和元年6月の改正子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に伴い、今回は「子どもの貧困対策計画」も含めて計画します。

なお、国の策定する『子ども・子育て支援法に基づく基本指針』及び厚生労働省告示『次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針』との整合性を図ります。

(2) 他計画との関係イメージ

さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。



(3) 上位計画と連動する「逗子市子ども・子育て支援事業計画」の目標と方針

①基本構想の取組みの方向（「逗子市総合計画（抜粋）」）

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てる事のできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

②「逗子市総合計画」で位置づけている事業と目標

【1】 リーディング事業

(1) 『子育てネットワーク構築事業』

| | |
|---|---|
| 課題 | 社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者が増加していることから、子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させ、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要があります。 |
| 取組み | 子育てに関するポータルサイトを構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行います。子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関するネットワーク会議」を逗子市社会福祉協議会と連携しながら設置します。ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進します。 |
| 目標【2022（平成34）年度】 | 現状【2013（平成25）年度末】 |
| ★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成30）年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。 | 子育てに関するポータルサイトがない。 |

(2) 『体験学習施設講座等事業』

| | |
|--|--|
| 課題 | 子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中高生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められています。 |
| 取組み | 中高生については体験学習施設「スマイル」を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる「子ども委員会」を設置し、子どもの居場所をつくります。また、実行委員会形式による体験学習施設まつり等の企画運営を行います。 |
| 目標【2022（平成34）年度】 | 現状【2013（平成25）年度末】 |
| 逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。 | 開所されていない。 |

【2】 前期実施計画（平成 27 年度～34 年度）で位置付けている目標

| No. | 目標 【2022 年度】 | 現状 【2013 年度末】 | 補足 |
|-----|---|---|---|
| 1 | ★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成 30）年度の年間アクセス数の 20 パーセント増となっている。 | 子育てに関するポータルサイトがない。 | これから構築するポータルサイトであって、内容によってアクセス数は大幅に異なる。できるだけアクセス数が多くなるようなポータルサイトの構築をめざす。 |
| 2 | ★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が 2,000 人、年間延べ利用者数が 60,000 人になっている。 | 開所されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 逗子市体験学習施設は、2014（平成 26）年 4 月に第一運動公園内に開所し、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。 2013（平成 25）年度の青少年会館の実績（講座受講者数約 1,000 人、利用者数 30,000 人）をもとに、実際に利用の中心となる中学・高校生の参加による「逗子市体験学習施設企画運営委員会による企画を取り入れた講座・イベントの実施により利用者の倍増をめざすもの。 |
| 3 | 「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」における子育ての環境や支援の満足度が 25 パーセントになっている。 | 15.2 パーセント 【2013（平成 25）年度調査】 | 施設整備等、事業の推進に時間をする事業が多く、既存の事業内容の制度拡充を行い（ずしファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり、妊婦健診補助等）、5 年間で満足度の 10 ポイントアップをめざす。 |
| 4 | 教育・保育施設等を希望する人すべてが、希望する施設を利用できる。 | 保育所入所待機児童数 18 名 【2013（平成 25）年 4 月 1 日現在】 | 2015（平成 27）年度から施行される子ども・子育て支援の新制度における逗子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、希望する人すべてが、希望する施設を利用できることをめざす。 |
| 5 | ほっとスペースの年間延べ利用者数が 26,000 人になっている。 | 約 10,000 人 【2013（平成 25）年度調査】 | <ul style="list-style-type: none"> 「ほっとスペース」とは、市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場*などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。 2014（平成 26）年度に池子ほっとスペースを開設したことに伴い、年間 1 万人程度の利用の純増が見込まれる。それに加えて、子育て支援に関する情報発信の充実等の施策を行うことで、年に 3 パーセント以上の延べ利用者数の増加を継続的にめざすもの。 |

◆「逗子市福祉プラン」で位置づけている事業と目標

(1) 『子育て支援センター運営事業』

| | | |
|-----------------|--|--|
| 課題 | 子育てについての悩みや不安のある人が気軽に相談ができるよう、身近な地域で相談できる場所や機会を拡充する必要があります。 | |
| 取組み | 子育て支援センターでは親子で遊びながら他の親子と交流しながら誰もが気軽に相談できる仕組みを作るとともに、子ども相談室や児童相談所等の関係機関と綿密な連携をとり、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。 | |
| 目標【2024（令和6）年度】 | 年間 ●●●●人が来所。 子育てネットワーク構築事業と連携した情報提供ができている。 | 現状【2018（平成30）年度末】 |
| | | 子育て支援センター来所者 4,680組 10,433人 小坪親子遊びの場（巡回相談） 来所者 136組 305人 沼間親子遊びの場（巡回相談） 来所者 303組 708人 |

(2) 『ファミリーサポートセンター運営事業』

| | | |
|-----------------|--|--|
| 課題 | 乳幼児や小学生等の児童がいる家庭の児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となり、ファミリーサポートセンターが連絡調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進しております。地域の保護者の要望に応えるために乳幼児、小学生の一時預かりや病児・病後児の預かり等のニーズに対応できる支援会員、両方会員の確保が必要です。 | |
| 取組み | ファミリーサポートセンター支援会員研修について、支援会員が病児・病後児の預かりができるように研修会の開催方法、講義内容や開催回数などの工夫を図ります。 | |
| 目標【2024（令和6）年度】 | ファミリーサポートセンター支援会員と両方会員の合計が ●●●人になっている。 病児・病後児預かりについて市民に周知がされ、病児・病後児預かりができる支援会員が増えてきている。 | 現状【2018（平成30）年度末】 |
| | | 依頼会員 1,162人 支援会員 252人 両方会員 176人 (依頼会員かつ支援会員である会員) *病児・病後児預かりは平成26年度より開始。 |

(3) 『子ども相談室運営事業』

| | |
|---|--|
| 課題 | 社会状況が複雑化し、核家族化が進む中で、子育てに関する悩みをひとりで抱える親に対する支援や、配偶者からの暴力、望まない妊娠等様々な問題に対応するために、各機関と更なる連携をとる必要があります。 |
| 取組み | 児童福祉法に基づく要保護児童対策ネットワーク会議を中心に児童談所や警察署、保健福祉事務所等と連携をとりながら対象者へ寄り添う支援体制の更なる充実化を図ります。 |
| 目標【2024（令和6）年度】 | 現状【2018（平成30）年度末】 |
| 要保護児童対策ネットワーク会議を中心とした様々な関係機関との連携が今まで以上に充実し、対象者への支援が組織的に行われている | 要保護児童対策ネットワーク会議を中心に対象者への支援を行っている。 |

(4) 『妊産婦・乳児訪問等事業』

| | |
|------------------------------------|---|
| 課題 | 妊婦や、出産後の母子のケアにおいて、子育てについての的確な情報提供や養育環境の把握がますます必要となっています。 |
| 取組み | 安全な妊娠・出産の確保、安心して子育てできる環境の確保及び個人の健康状態に応じた支援環境の確保を目的として、妊娠期から産後まで一貫した相談体制を整えます。 |
| 目標【2024（令和6）年度】 | 現状【2018（平成30）年度末】 |
| 保健師及び助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。 | 保健師、助産師が訪問や相談に応じている。 |

3 計画の策定体制

(1) 計画策定体制の整備

幅広い意見を集約するため、子育て中の保護者、保育・教育・福祉関係団体の関係者や、学識経験者・公募市民などで構成されている「逗子市子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。

(2) 実態調査の実施

平成30年12月～平成31年1月に、0歳児から6歳児までの未就学児を子育て中の保護者を対象として、『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定』に伴うアンケート調査(未就学児調査)』を、また、平成31年3月に、逗子市立の小学校1学年～4学年までの児童の保護者を対象として、『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定』に伴うアンケート調査(小学生調査)』を実施し、計画策定の基礎資料としました。

| 調査 | 調査対象 | 配布数 | 回収数 回収率 |
|---|------------------------------------|-------|-----------------|
| 「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定」に伴うアンケート調査(未就学児調査) | 逗子市にお住まいで、0歳児から6歳児までの未就学児を子育て中の保護者 | 2,104 | 1,143票 54.3% |
| 「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定」に伴うアンケート調査(小学生調査) | 逗子市立の小学校1学年～4学年までの児童の保護者 | 1,729 | 1,271票 73.6% |

(3) パブリックコメントの実施

令和元年〇月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。(結果については、P●を参照。)

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。なお、5年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

5 計画の対象

この計画の対象は、18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭です。

第2章 逗子の子ども・子育ての姿

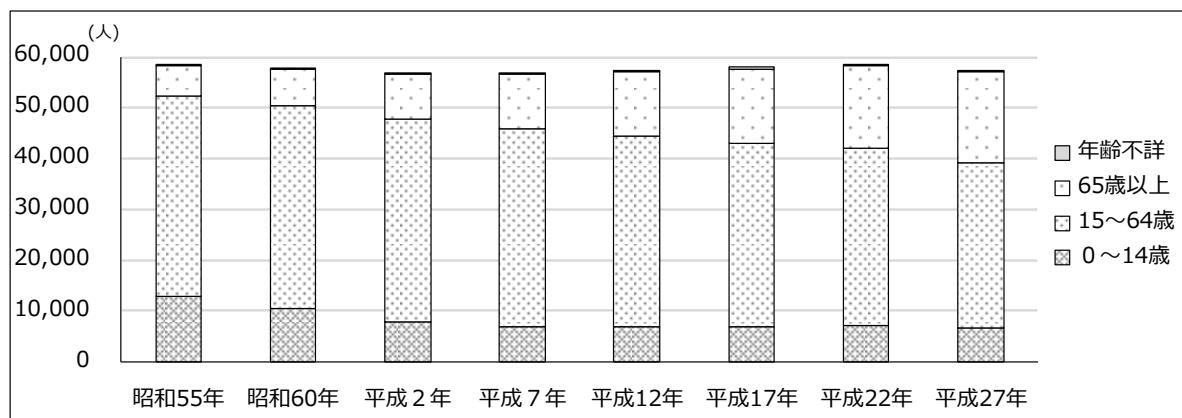
1 自然に囲まれた住宅都市での地域の子育て

本市の都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」に象徴されるように、都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りであり、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和、小さくても自立するまちを目指す文化の気風高い住宅都市となっています。自然に囲まれた住宅都市で、海や山など豊かな自然環境の中で子育てを楽しむための市と市民との協働による取組みを行っており、また、子育てサークルや母親同士等の助け合い活動など地域住民の主体的な活動もおこなわれています。

2 少子化の進行

(1) 人口の推移

本市の年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、生産年齢人口（15～64歳）も同様です。半面、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

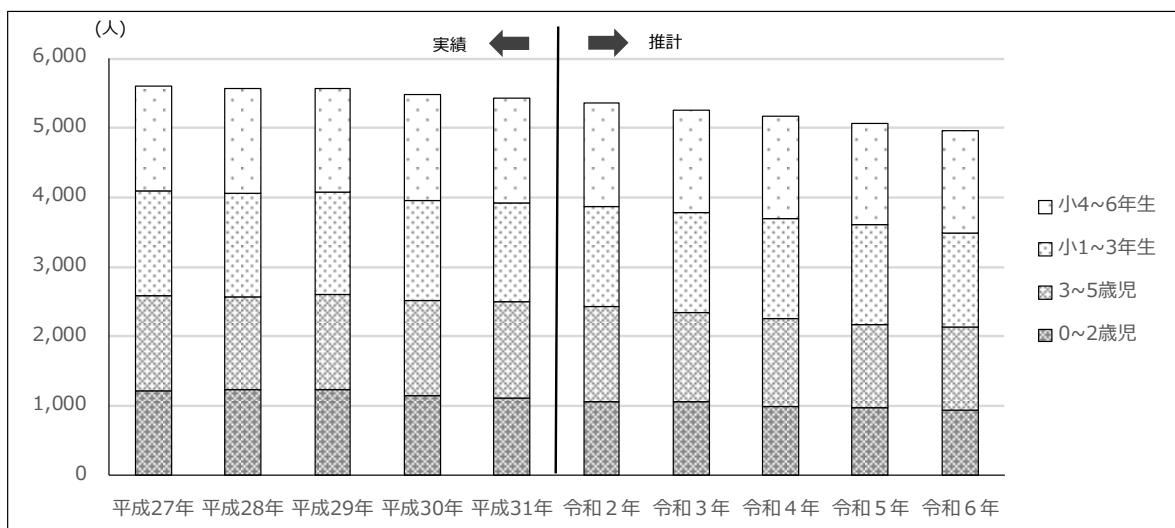


| 区分 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 65 歳以上 | 6,077 | 7,208 | 8,673 | 10,646 | 12,626 | 14,680 | 16,249 | 18,005 |
| 15～64 歳 | 39,605 | 40,028 | 40,007 | 39,053 | 37,752 | 36,162 | 34,903 | 32,483 |
| 0～14 歳 | 12,783 | 10,416 | 7,928 | 6,871 | 6,814 | 6,910 | 7,147 | 6,756 |
| 年齢不詳 | 14 | 4 | 96 | 8 | 89 | 281 | 3 | 181 |
| 総人口 | 58,479 | 57,656 | 56,704 | 56,578 | 57,281 | 58,033 | 58,302 | 57,425 |

【国勢調査 各年 10月 1日現在】

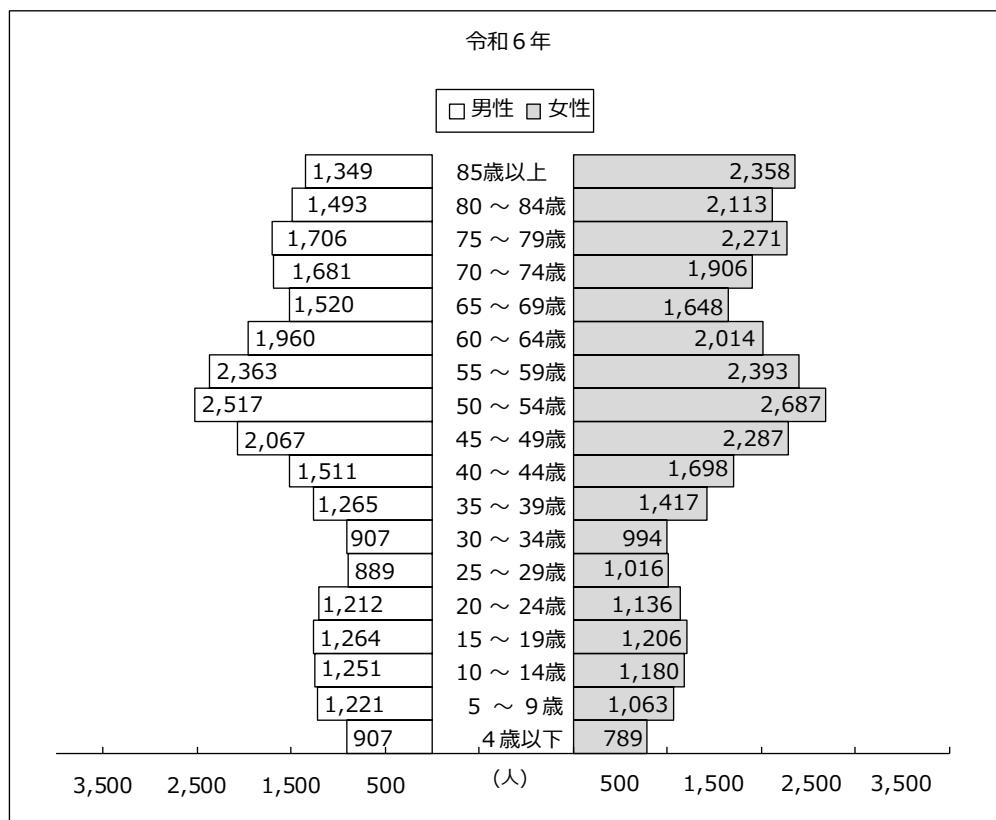
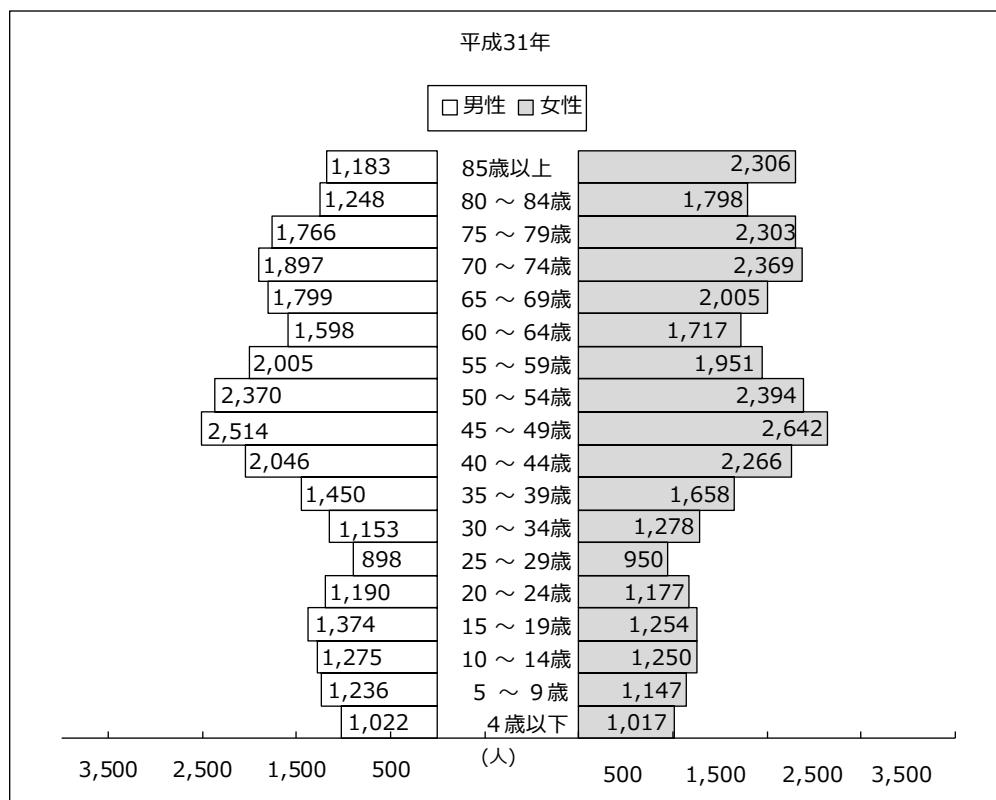
(2) 子どもの人口の推計と推移

本市の0歳児から11歳児（小学6年生）までの人口をみると、減少傾向にあり、今後もそれは続いていくと推測されます。



【住民基本台帳 各年3月31日現在】

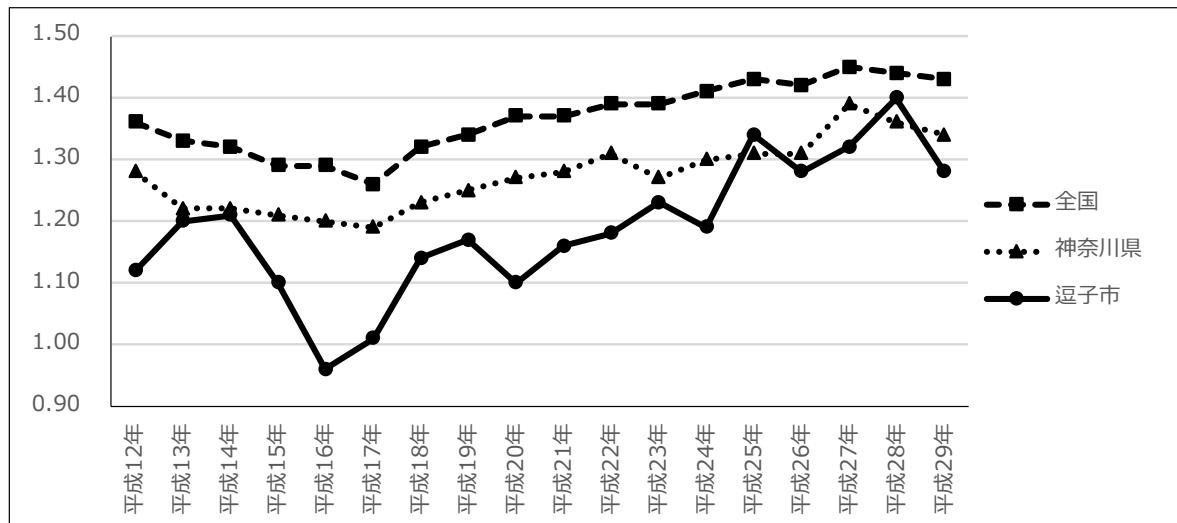
なお、住民基本台帳からみた全体の人口構造は、平成31年4月1日の実際人口が計画最終年の令和6年4月1日の推計人口に、以下のように推移することが見込まれています。少子化傾向がますます進んでいきます。



(3) 合計特殊出生率^{*2}

本市は全国及び神奈川県と比べて合計特殊出生率は低くなっています。ただ、全国及び神奈川県と同様、平成17年以降は、合計特殊出生率が上昇傾向にあります。

人口維持に必要とされる合計特殊出生率は2.07とされています。



| 区分 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 | 1.36 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 |
| 神奈川県 | 1.28 | 1.22 | 1.22 | 1.21 | 1.20 | 1.19 | 1.23 | 1.25 | 1.27 |
| 逗子市 | 1.12 | 1.20 | 1.21 | 1.10 | 0.96 | 1.01 | 1.14 | 1.17 | 1.10 |
| 区分 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 全国 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 | 1.42 | 1.45 | 1.44 | 1.43 |
| 神奈川県 | 1.28 | 1.31 | 1.27 | 1.30 | 1.31 | 1.31 | 1.39 | 1.36 | 1.34 |
| 逗子市 | 1.16 | 1.18 | 1.23 | 1.19 | 1.34 | 1.28 | 1.32 | 1.40 | 1.28 |

【人口動態統計、神奈川県衛生統計年鑑】

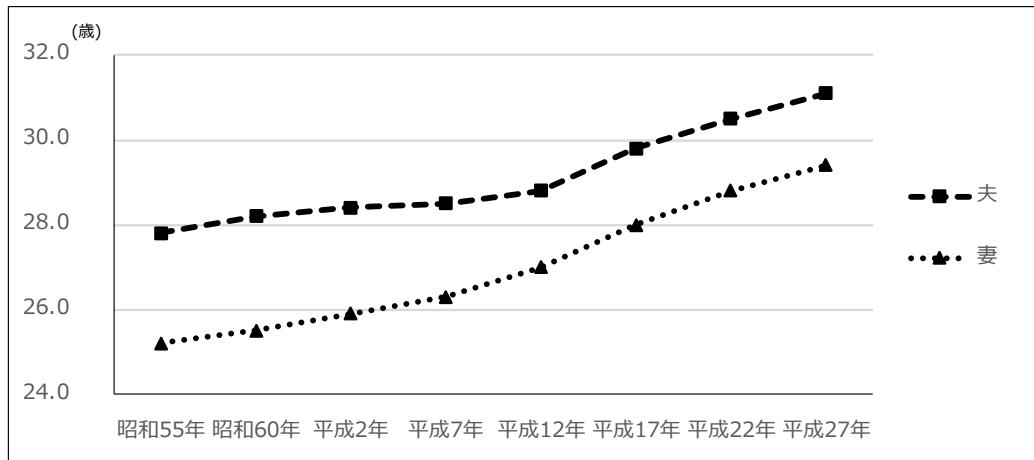
² 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数。

3 晩婚化・未婚化の進行-少子化の要因

(1) 初婚年齢^{※3}

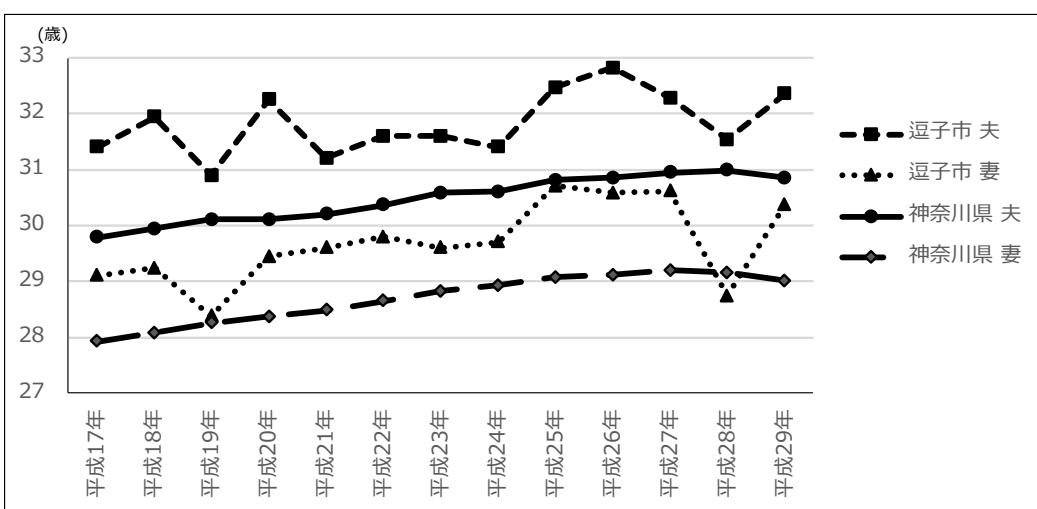
全国の初婚年齢をみると、夫・妻とも上昇の一途をたどり、平成22年には夫の初婚年齢は30歳を越しています。



【人口動態調査】

これを本市・神奈川県でみると、全国と同様に上昇傾向にあります。

なお、本市は県全体よりも初婚年齢が高い傾向にあります。



³ 初婚年齢

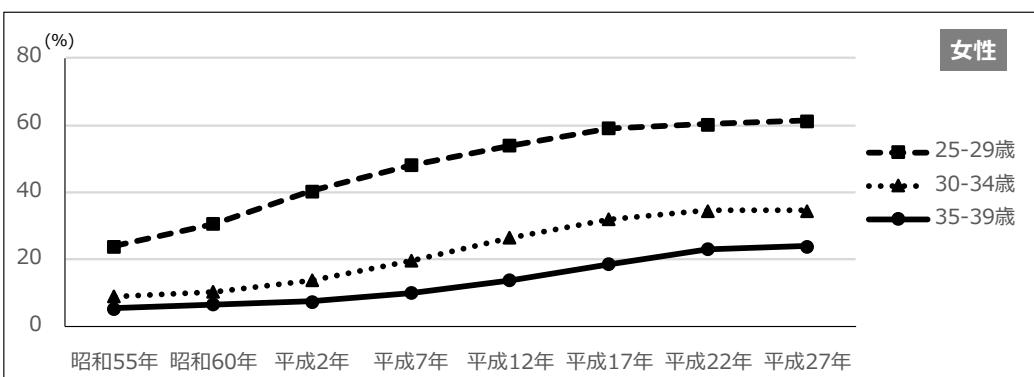
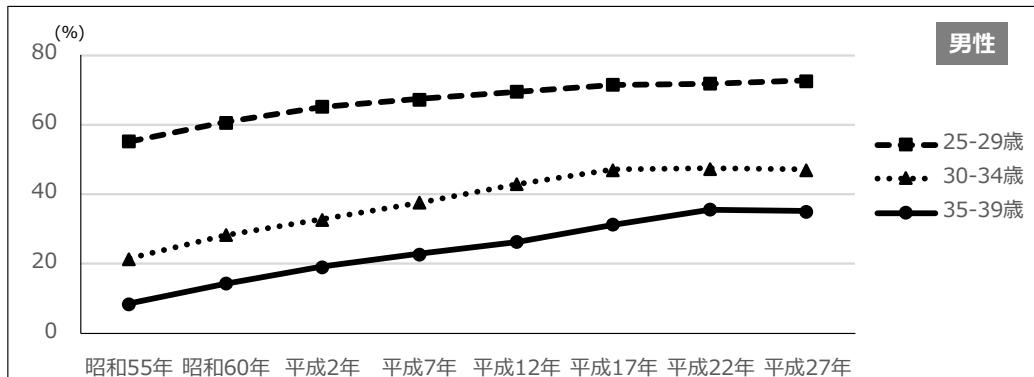
初めて結婚した年齢。

| 区分 | 逗子市 | | 神奈川県 | |
|---------|------|------|------|------|
| | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 |
| 平成 17 年 | 31.4 | 29.1 | 29.8 | 27.9 |
| 平成 18 年 | 31.9 | 29.2 | 29.9 | 28.1 |
| 平成 19 年 | 30.9 | 28.4 | 30.1 | 28.3 |
| 平成 20 年 | 32.2 | 29.4 | 30.1 | 28.4 |
| 平成 21 年 | 31.2 | 29.6 | 30.2 | 28.5 |
| 平成 22 年 | 31.6 | 29.8 | 30.4 | 28.7 |
| 平成 23 年 | 31.6 | 29.6 | 30.6 | 28.8 |
| 平成 24 年 | 31.4 | 29.7 | 30.6 | 28.9 |
| 平成 25 年 | 32.5 | 30.7 | 30.8 | 29.1 |
| 平成 26 年 | 32.8 | 30.6 | 30.9 | 29.1 |
| 平成 27 年 | 32.3 | 30.6 | 30.9 | 29.2 |
| 平成 28 年 | 31.5 | 28.7 | 31.0 | 29.2 |
| 平成 29 年 | 32.4 | 30.4 | 30.9 | 29.0 |

【神奈川県衛生統計年報】

(2) 未婚率^{※4}の増加

未婚率を全国でみてみると、「25~29歳」から「35~39歳」までのすべての年齢階級において、男女を問わず上昇傾向にあります。



| 男 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 25-29 歳 | 55.2 | 60.6 | 65.1 | 67.4 | 69.4 | 71.4 | 71.8 | 72.7 |
| 30-34 歳 | 21.5 | 28.2 | 32.8 | 37.5 | 42.9 | 47.1 | 47.3 | 47.1 |
| 35-39 歳 | 8.5 | 14.2 | 19.1 | 22.7 | 26.2 | 31.2 | 35.6 | 35.0 |
| 女 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
| 25-29 歳 | 24 | 30.6 | 40.4 | 48.2 | 54 | 59.1 | 60.3 | 61.3 |
| 30-34 歳 | 9.1 | 10.4 | 13.9 | 19.7 | 26.6 | 32.0 | 34.5 | 34.6 |
| 35-39 歳 | 5.5 | 6.6 | 7.5 | 10.1 | 13.9 | 18.7 | 23.1 | 23.9 |

【国勢調査 全国】

⁴ 未婚率

未婚者が総数に占める割合。

4 核家族化の進行

(1) 核家族の割合

本市の家族構成をみると、核家族世帯が70%近くを占めて、最も多くなっています。

これから「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」を抜き出してみると、総じて減少傾向にあります
ですが、両者を合わせて40%を超えていいます。

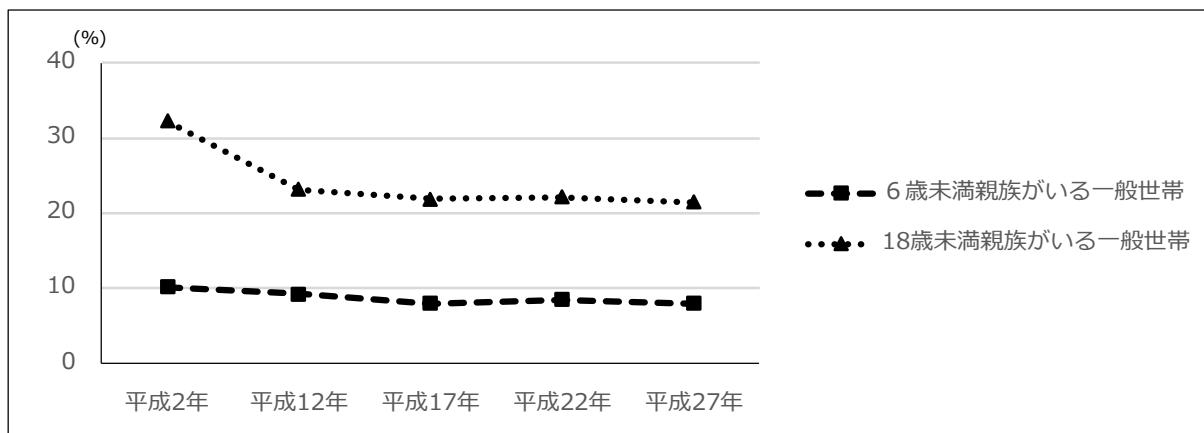
なお、「ひとり親と子ども」世帯は増加傾向にあります。

一般世帯構成

| 区分 | 平成2年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 (世帯) | 構成比 (%) |
| 核家族世帯 | 13,328 | 68.8 | 15,133 | 69 | 15,698 | 68.5 | 16,252 | 68.2 | 16,249 | 67.6 |
| 夫婦のみ | 3,740 | 19.3 | 5,419 | 24.7 | 5,980 | 26.1 | 6,161 | 25.9 | 6,194 | 25.8 |
| 夫婦と子ども | 8,017 | 41.4 | 7,876 | 35.9 | 7,696 | 33.6 | 7,809 | 32.8 | 7,687 | 32.0 |
| ひとり親と子ども | 1,571 | 8.1 | 1,838 | 8.4 | 2,022 | 8.8 | 2,282 | 9.6 | 2,368 | 9.9 |
| 男親と子ども | 240 | 1.2 | 310 | 1.4 | 309 | 1.3 | 334 | 1.4 | 380 | 1.6 |
| 女親と子ども | 1,331 | 6.9 | 1,528 | 7 | 1,713 | 7.5 | 1,948 | 8.2 | 1,988 | 8.3 |
| 三世帯家族等 | 2,550 | 13.2 | 1,980 | 9 | 1,791 | 7.8 | 1,499 | 6.3 | 1,154 | 4.8 |
| 非親族世帯 | 27 | 0.1 | 80 | 0.4 | 115 | 0.5 | 171 | 0.7 | 129 | 0.5 |
| 単独世帯 | 3,476 | 17.9 | 4,743 | 21.6 | 5,326 | 23.2 | 5,908 | 24.8 | 6,508 | 27.1 |
| 総世帯数(一般世帯) | 19,381 | 100 | 21,936 | 100 | 22,930 | 100 | 23,830 | 100 | 24,040 | 100.0 |

【国勢調査 逗子市】

(2) 子どものいる世帯



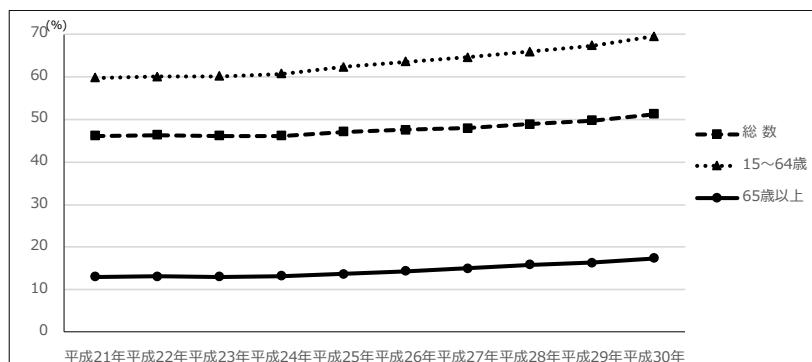
| 区分 | 平成2年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 (世帯) | 構成比 (%) |
| 6歳未満親族がいる一般世帯 | 1,972 | 10.2 | 2,047 | 9.3 | 2,033 | 8.0 | 2,025 | 8.5 | 1,918 | 8.0 |
| 18歳未満親族がいる一般世帯 | 6,262 | 32.3 | 5,098 | 23.2 | 5,031 | 21.9 | 5,299 | 22.2 | 5,180 | 21.5 |
| 総世帯数(一般世帯) | 19,381 | 100.0 | 21,936 | 100.0 | 22,930 | 100.0 | 23,830 | 100.0 | 24,083 | 100.0 |

【国勢調査 逗子市】

5 女性の社会進出

(1) 女性の就業率^{※5}の推移

女性の就業率を全国でみてみると、上昇傾向にあります。



| 区分 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 46.2 | 46.3 | 46.2 | 46.2 | 47.1 |
| 15~64 歳 | 59.8 | 60.1 | 60.2 | 60.7 | 62.4 |
| 65 歳以上 | 13.0 | 13.1 | 13.0 | 13.2 | 13.7 |
| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
| 総 数 | 47.6 | 48.0 | 48.9 | 49.8 | 51.3 |
| 15~64 歳 | 63.6 | 64.6 | 66.0 | 67.4 | 69.6 |
| 65 歳以上 | 14.3 | 15 | 15.8 | 16.3 | 17.4 |

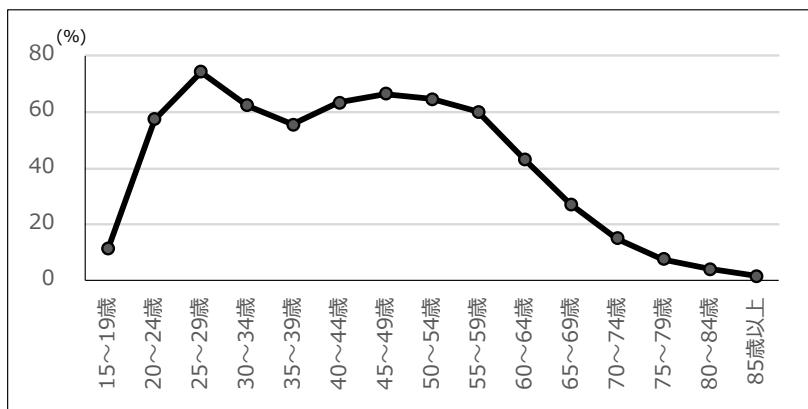
【労働力調査 全国】

⁵ 就業率

人口に占める就業者の割合。

(2) 女性の年齢別就業率

本市の女性の就業率を年齢区分でみてみると、「25～29歳」でひとつの山を迎える、「35～39歳」まで落ち込み、その後「45～49歳」まで上昇を続ける、緩やかなM字型就業構造^{※6}になっています。



| 区分 | 総数(人) | 就業者(人) | 就業率(%) |
|--------|--------|--------|--------|
| 15～19歳 | 27,090 | 10,803 | 39.9 |
| 20～24歳 | 1,265 | 147 | 11.6 |
| 25～29歳 | 1,050 | 602 | 57.3 |
| 30～34歳 | 996 | 739 | 74.2 |
| 35～39歳 | 1,240 | 774 | 62.4 |
| 40～44歳 | 1,853 | 1,030 | 55.6 |
| 45～49歳 | 2,387 | 1,512 | 63.3 |
| 50～54歳 | 2,446 | 1,626 | 66.5 |
| 55～59歳 | 1,983 | 1,279 | 64.5 |
| 60～64歳 | 1,715 | 1,030 | 60.1 |
| 65～69歳 | 1,791 | 775 | 43.3 |
| 70～74歳 | 2,469 | 673 | 27.3 |
| 75～79歳 | 2,371 | 359 | 15.1 |
| 80～84歳 | 1,973 | 153 | 7.8 |
| 85歳以上 | 1,659 | 70 | 4.2 |

【国勢調査 平成27年 逗子市】

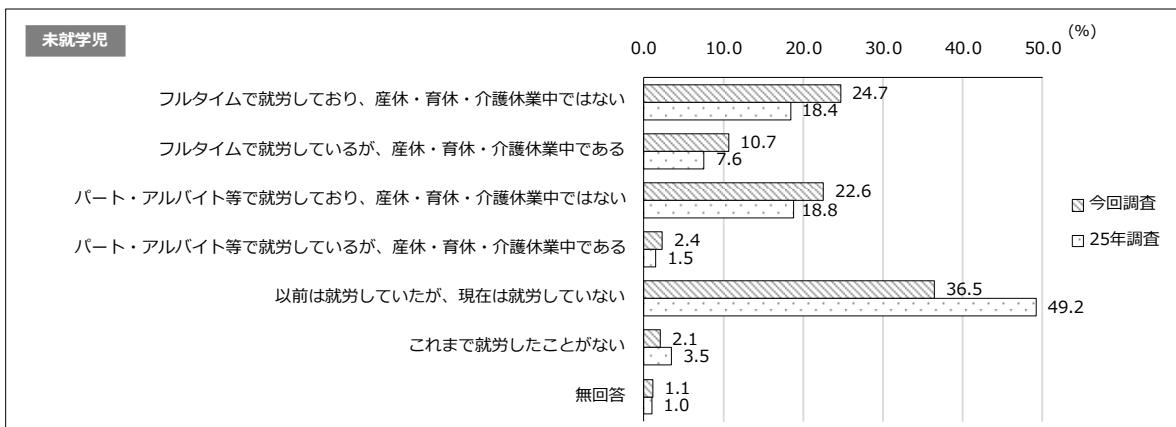
⁶ M字型就業構造

就業率を年齢階級別にみると、女性は20歳代と45～49歳を頂点とし、出産・育児期にくぼみ、35～39歳を谷とする構造となっています。これを、折れ線グラフで表すとM字型になっていることから、M字型就業構造と呼んでいます。日本女性の就業構造の特徴といわれています。

(3) 子育て家庭の就業状況

未就学児調査によると、母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が36.5%で最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.7%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.6%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が10.7%で続きます。

今回の調査と25年調査⁷では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は今回の調査が、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」は25年調査が、それぞれ構成比が高くなっています。



小学生調査によると、母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.8%で最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.5%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.7%、「これまで就労したことがない」が4.8%で続きます。

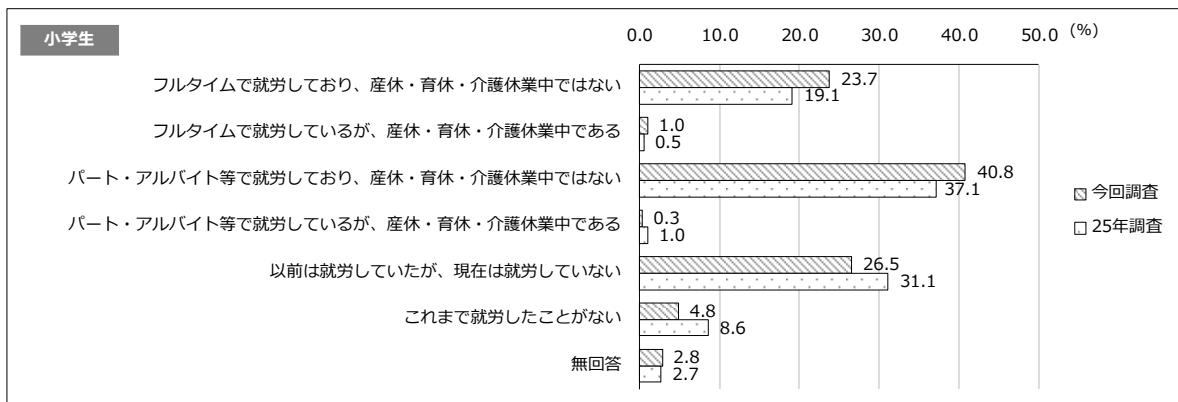
今回の調査と26年調査⁸では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は今回の調査が、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」は26年調査が、それぞれ構成比が高くなっています。未就学児調査と同じ傾向です。

⁷ 25年調査

『逗子市子ども・子育て支援事業計画』27年3月策定の基礎資料収集のために、平成25年に実施された『逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定』に伴うアンケート調査（未就学児調査）。以下同じ。

⁸ 26年調査

『逗子市子ども・子育て支援事業計画』27年3月策定の基礎資料収集のために、平成26年に実施された『逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定』に伴うアンケート調査（小学生調査）。以下同じ。



第3章 逗子市の子育て支援施策の現状と課題

1 幼稚園、保育所等の現状

(1) 現在の制度の概要

認可保育所は公立保育所及び民間保育所で構成され、民間保育所の多くは社会福祉法人が運営しています。一方、幼稚園は県内市町によっては若干公立幼稚園がありますが、ほとんどが(逗子市内は全て)民間幼稚園として主に学校法人が運営し、私立学校という位置付けです。

① 幼稚園

教育基本法、学校教育法に基づく学校として、文部科学省が管轄し、戦後の経済的な発展の中で園児数が増加していきました。

施設及び運営内容は、幼稚園設置基準と幼稚園教育要領(省令)により規定されています。

幼稚園の保育料は、文部科学省の市町村補助金制度の枠組みを基本として、保護者の所得に応じて市町村から1年分まとめて保護者へ就園奨励費として一部補助されています。

② 認定こども園

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)に基づき、都道府県知事が条例に基づき認定する施設で、小学校就学前の子どもに対する保育および教育を一体的に行う施設です。

条例で定める設備及び運営についての基準に従う必要があります。

保育料は、認定区分や保護者の所得に応じて、決まります。

③ 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、厚生労働省が管轄しています。戦後貧困対策として制度化されたもので、「保育に欠ける」児童を対象として現在に至っています。

施設及び運営内容は、児童福祉施設最低基準と保育所保育指針(省令)により規定されており、「養護と教育」を同時に行います。

保育料は、国の徴収基準額を元に各市町村が保護者の所得に応じて定めた保育料を保護者から徴収しています。

④ 地域型保育事業

児童福祉法に基づき、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す事業です。

利用者は、小規模保育事業⁹、家庭的保育事業¹⁰、事業所内保育事業¹¹、居宅訪問型保育事業¹²の4つの類型の中から事業を選択することができます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例で認可基準を定めています。

⑤ 企業主導型保育事業

児童福祉法に基づき、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う制度です。運営費・施設整備費について、認可施設並みの助成が受けられるため、保育料を認可保育所並みに設定することが可能です。保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的としています。

事業主の従業員の子どものほかに地域の保育を必要とする子どもが利用できるようにすることも可能です。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が助成を受ける際の前提条件となります。

⑥ 認可外保育施設

認可保育所以外に認可外保育施設（神奈川県では私設保育施設と呼んでいます。）があります。認可外保育施設は、保護者と施設の個人契約で利用するため、保育料は保護者の所得にかかわらず、施設が定めた一律の額となります。

認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県等への届け出の義務があり、県等による立ち入り調査を受ける等、劣悪な保育環境を無くし、保育の質とサービスの向上が推進されています。

なお、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります。

⁹ 小規模保育事業

市町村・民間事業者等を事業主体として、保育者の居宅その他の場所や施設で行われる、6人から19人を定員として行われる保育。

¹⁰ 家庭的保育事業

市町村・民間事業者等を事業主体として、保育者の居宅その他の場所や施設で行われる、1人から5人を定員として行われる保育。

¹¹ 事業所内保育事業

事業主等を事業主体として、事業主の従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに対して行われる保育。

¹² 居宅訪問型保育事業

市町村・民間事業者等を事業主体として、保育を必要とする子どもに対しての居宅で行われる保育。

(2) 市内未就学児の入所状況概況

① 市内未就学児の入所状況

市内未就学児入所状況

保育所 平成31年4月1日現在
幼稚園 令和元年5月1日現在

| 内 訳 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 年齢別人口 | 363 | 343 | 411 | 451 | 471 | 454 | 2,493 |
| 年齢別人口(3歳以上) | | | | 451 | 471 | 454 | 1,376 |
| 内 訳 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
| 市内幼稚園 | | | 2 | 99 | 114 | 97 | 312 |
| 市内こども園(1号) | | | 1 | 11 | 21 | 10 | 43 |
| 市外こども園(1号) | | | | 9 | 4 | 4 | 17 |
| 葉山町幼稚園 | | | | 49 | 74 | 91 | 214 |
| 鎌倉市幼稚園 | | | | 43 | 38 | 64 | 145 |
| その他幼稚園 | | | 1 | 7 | 9 | 5 | 22 |
| 幼稚園 計 | 0 | 0 | 4 | 218 | 260 | 271 | 753 |
| 幼稚園入所率 | 0% | 0% | 1% | 48% | 55% | 60% | 30% |
| 市内保育所 | 71 | 133 | 161 | 160 | 162 | 147 | 834 |
| 市内こども園(2号・3号) | | 7 | 10 | 8 | 4 | 1 | 30 |
| 市外保育所 | 1 | 5 | 1 | 6 | 2 | 5 | 20 |
| 保育所 計 | 72 | 145 | 172 | 174 | 168 | 153 | 884 |
| 保育所入所率 | 20% | 42% | 42% | 39% | 36% | 34% | 35% |
| 3歳以上在園児数計 | | | | 392 | 428 | 424 | 1,244 |
| 3歳以上在園率 | | | | 87% | 91% | 93% | 90% |

(3) 保育所待機児童の推移

(毎年度4月1日)

| 区分 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 待機児童数 | 3歳未満児 | 4 | 19 | 25 | 8 | 11 |
| | 3歳以上児 | 0 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| | 計 | 4 | 19 | 26 | 8 | 18 |
| 園指定含む | 3歳未満児 | 20 | 36 | 44 | 28 | 34 |
| | 3歳以上児 | 1 | 3 | 8 | 7 | 12 |
| | 計 | 21 | 39 | 52 | 35 | 46 |

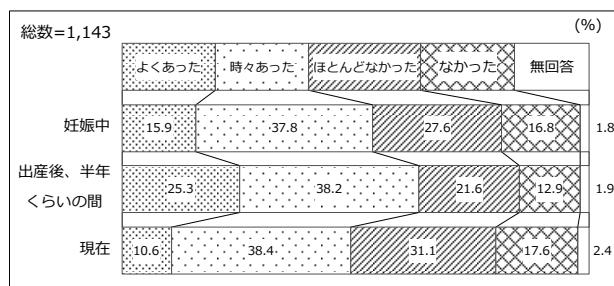
2 子育て支援施策の現状

「逗子市子ども・子育て支援事業計画の策定」に伴うアンケート調査結果による主な特徴と関連する事業から子育て支援事業について課題と現状を整理しました。

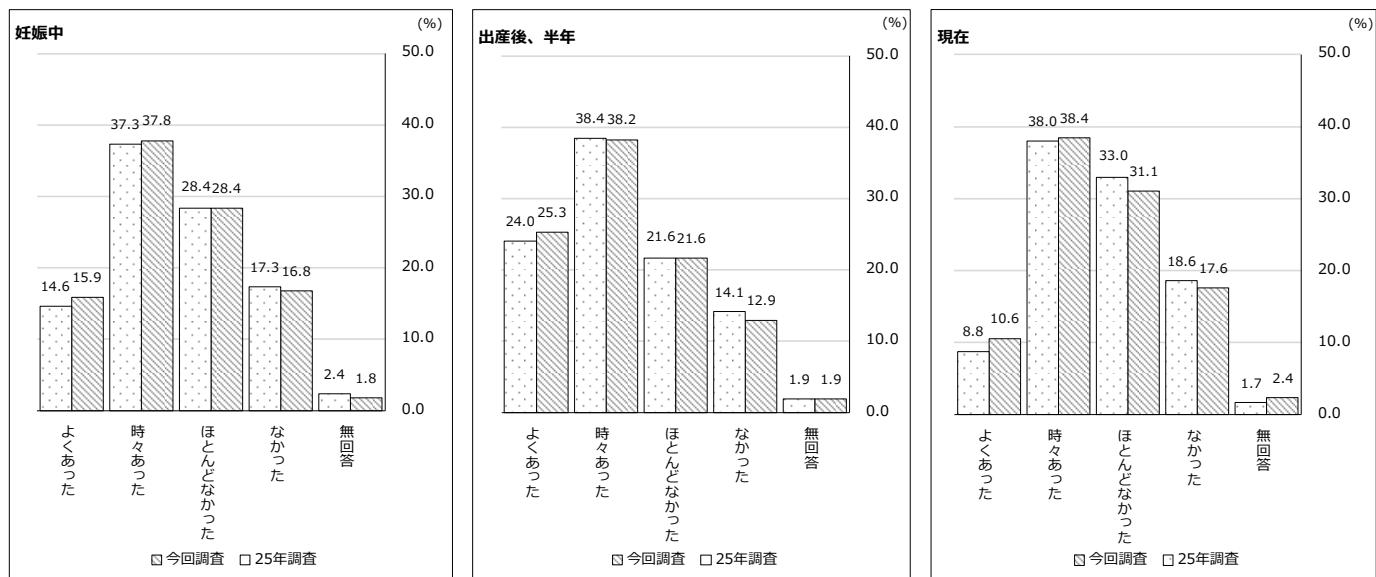
(1) 妊娠期から出産後まで

対応する主な子育て支援事業：「妊婦健診事業」「妊娠婦・乳児訪問事業」「妊娠婦・乳幼児教室事業」「乳幼児健診事業」「産後ケア事業」

持てなくなったりする方が半数を超えるとくに、出産後半年くらいの間では「よくあった」方が25.3%、「時々あった」と合わせると63.5%となっています。

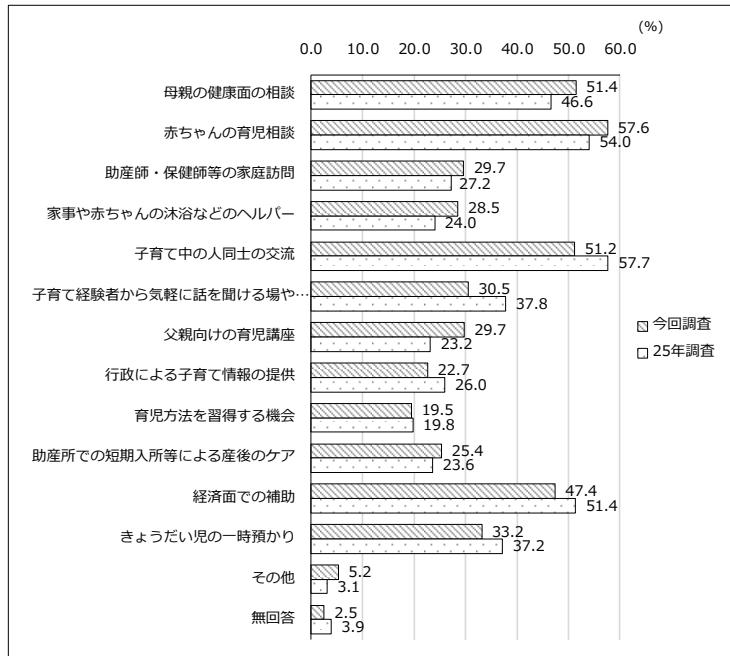


これを25年調査と比較すると、今回の調査のほうが不安を感じる方の構成比が低くなっている傾向にあります。



未就学児調査によると、妊娠中・出産後重要なサポートとしては、「赤ちゃんの育児相談」「母親の健康面の相談」「子育て中の同士の交流」を上げる方が、それぞれ 57.6%、51.4%、51.2%で、5割を超え、「経済面での補助」が 47.4%で続いています。

これを 25 年調査と比較すると、「父親向けの育児講座」「母親の健康面の相談」「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」の需要が増えている一方、「子育て経験者から気軽に話を聞ける場や機会の提供」「子育て中の同士の交流」「経済面での補助」の需要が減っています。



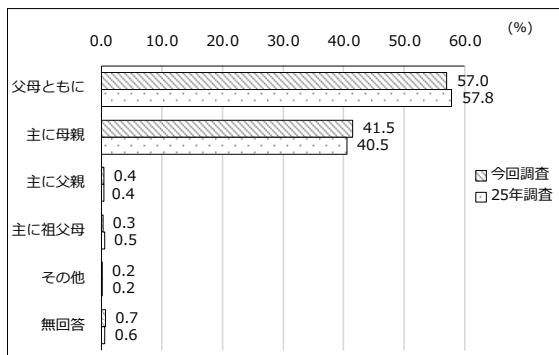
(2) 子育ての環境について

① 父親の子育て

対応する主な子育て支援事業：「ファミリーサポートセンター」

未就学児調査によると、主に子育てを行っている方について、「父母ともに」が57.0%で最も多く、「主に母親」が41.5%と4割を超えています。「主に父親」はわずか0.4%です。父親の積極的な関与が望まれます。

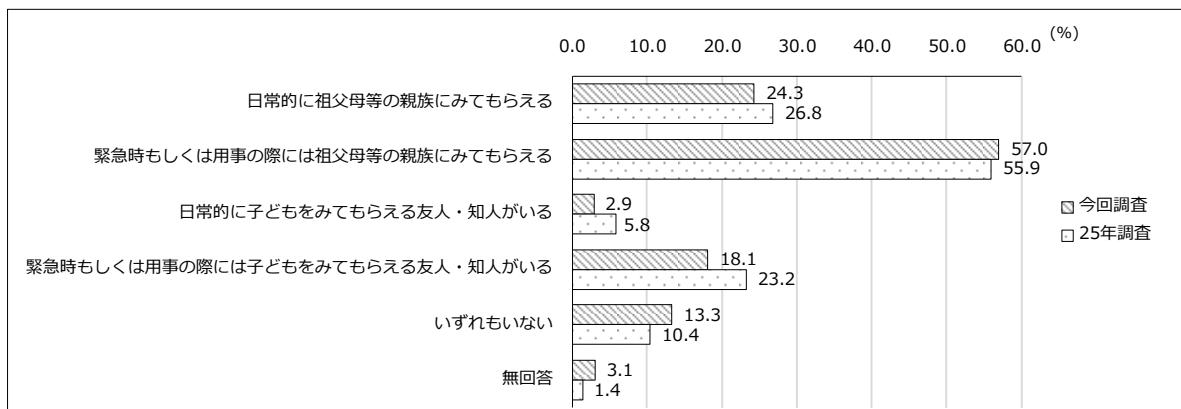
これを25年調査と比較しても、さほどの変化は見られませんでした。



② 緊急時の協力体制

未就学児調査によると、子どもをみてもらえる親族・知人の有無に関して、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人がいない方が13.3%と1割を超えています。子育てを支える環境の整備が求められています。

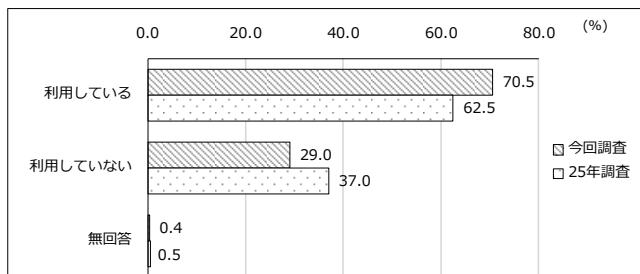
これを25年調査と比較すると、いない方の構成比がいくらか高くなっています。



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

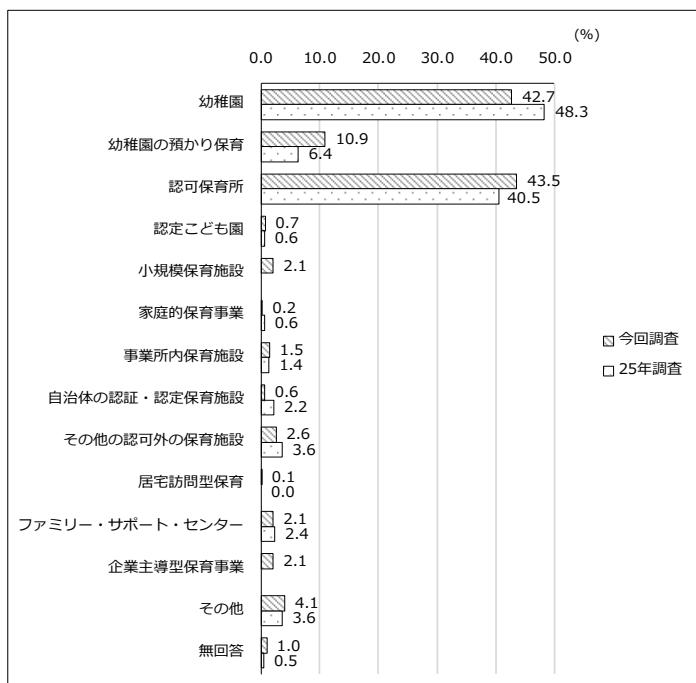
未就学児調査によると、利用状況・利用意向の現状からみて定期的な教育・保育事業利用の有無をみると、「利用している」は70.5%、「利用していない」は29.0%となっています。

これを25年調査と比較すると、「利用している」方の構成比が高くなってきています。



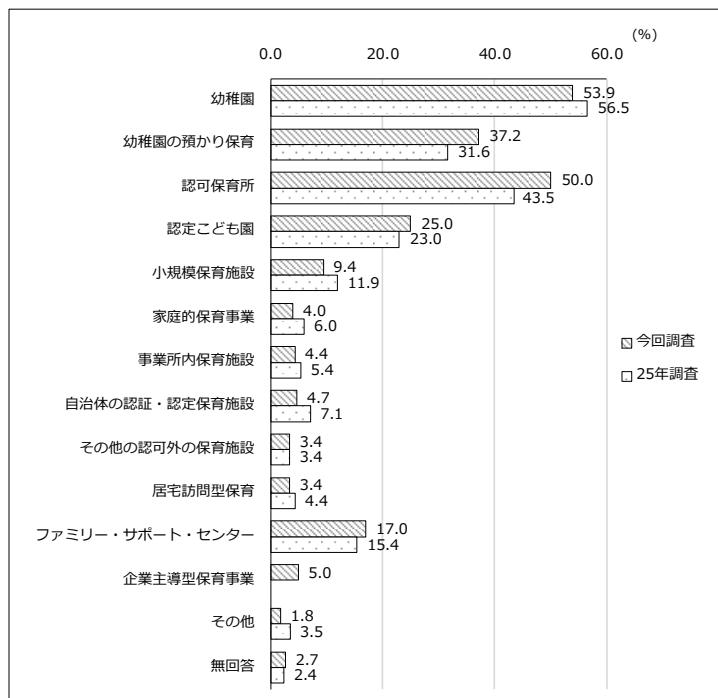
定期的に利用している具体的な事業では、「認可保育所」「幼稚園」が、それぞれ43.5%、42.7%で、4割を超えていました。その他、「幼稚園の預かり保育」が10.9%となっています。

これを25年調査と比較すると、「幼稚園」の利用が減り、「認可保育所」の利用が増えています。



定期的に利用することを希望する具体的事業では、「幼稚園」「認可保育所」が、それぞれ 53.9%、50.0%で、5割を超え、「幼稚園の預かり保育」が 37.2%、「認定こども園」が 25.0%で続きます。

これを 25 年調査と比較すると、「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」「企業主導型保育事業」などの希望が増えています。

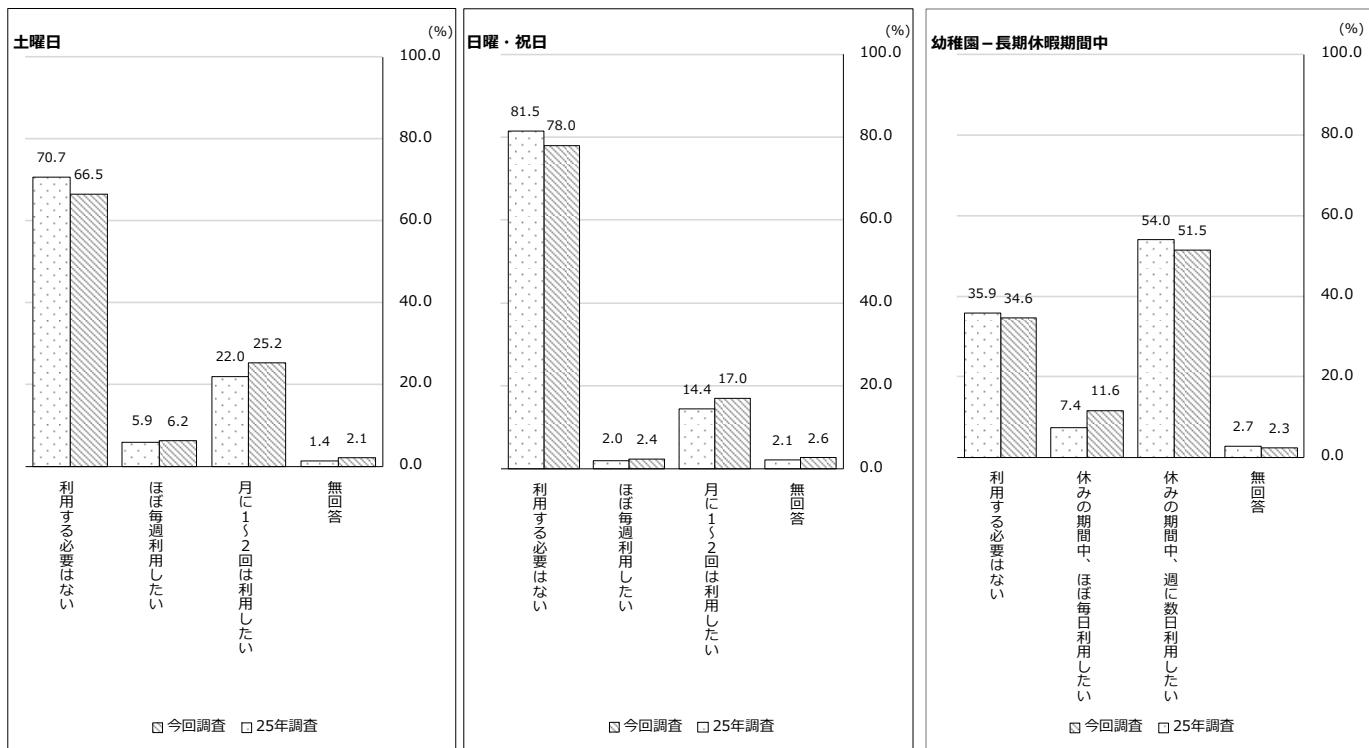


④ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業

未就学児調査で、土曜・休日の定期的な教育・保育事業が必要なサービスの利用意向をみてみると、定期的な教育・保育事業では土曜日及び日曜日・祝日の利用は必要ないと考える方が、それぞれ 66.5%、78.0%で、多い傾向にあります。

幼稚園利用者では、長期休暇中に「月に 1～2 回は利用したい」との意向を持つ方が 51.5%と 5 割を超えています。

これを 25 年調査と比較すると、土曜日及び日曜日・祝日の利用意向は若干高まっています。



⑤ 希望が多い地域子育て支援拠点事業の利用

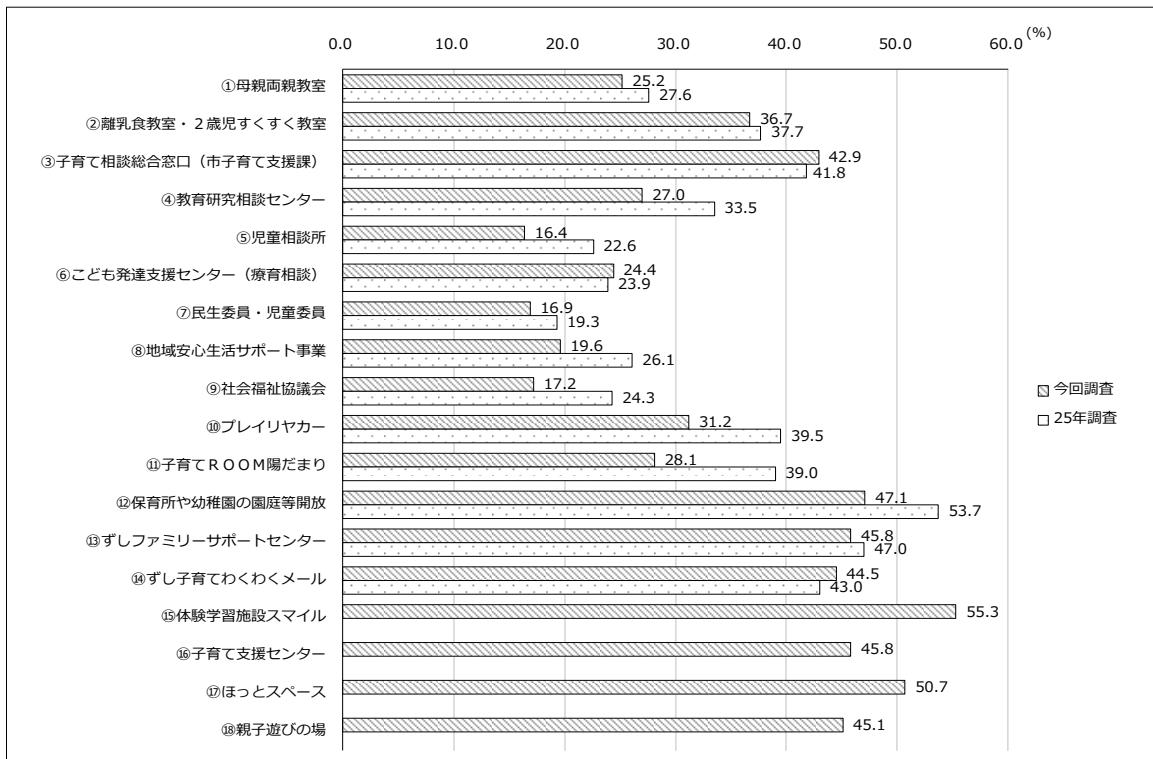
未就学児調査で、認知度が高い事業については「ほっとスペース」「子育て支援センター」「ずしファミリーサポートセンター」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」などの割合が大きく、利用している事業では「ほっとスペース」「ずし子育てわくわくメール」「離乳食教室・2歳児すくすく教室」の割合が大きい。

利用したい事業では「ほっとスペース」「ずし子育てわくわくメール」「ずしファミリーサポートセンター」「子育て支援センター」の割合が大きい。

| 区分 | 事業を知っている (%) | 利用したことがある (%) | 今後利用したい (%) |
|---------------------|-----------------|------------------|----------------|
| ①母親両親教室 | 74.7 | 56.0 | 25.2 |
| ②離乳食教室・2歳児すくすく教室 | 80.6 | 68.6 | 36.7 |
| ③子育て相談総合窓口（市子育て支援課） | 79.1 | 41.7 | 42.9 |
| ④教育研究相談センター | 22.6 | 16.7 | 27.0 |
| ⑤児童相談所 | 68.8 | 4.1 | 16.4 |
| ⑥こども発達支援センター（療育相談） | 64.4 | 17.1 | 24.4 |
| ⑦民生委員・児童委員 | 64.6 | 8.5 | 16.9 |
| ⑧地域安心生活サポート事業 | 18.6 | 2.8 | 19.6 |
| ⑨社会福祉協議会 | 39.6 | 15.0 | 17.2 |
| ⑩プレイリヤカー | 42.8 | 39.7 | 31.2 |
| ⑪子育てROOM陽だまり | 51.8 | 26.4 | 28.1 |
| ⑫保育所や幼稚園の園庭等開放 | 78.0 | 47.9 | 47.1 |
| ⑬ずしファミリーサポートセンター | 83.9 | 28.9 | 45.8 |
| ⑭ずし子育てわくわくメール | 57.0 | 72.7 | 44.5 |
| ⑮体験学習施設スマイル | 69.4 | 45.9 | 55.3 |
| ⑯子育て支援センター | 84.4 | 68.5 | 45.8 |
| ⑰ほっとスペース | 85.2 | 73.9 | 50.7 |
| ⑱親子遊びの場 | 48.7 | 47.4 | 45.1 |

「今後利用したい」の構成比を 25 年調査と比較すると、「子育てROOM陽だまり」「保育所や幼稚園の園庭等開放」「教育研究相談センター」「地域安心生活サポート事業」などで利用意向が下がっています。

これは、前回では選択肢になかった「体験学習施設スマイル」「子育て支援センター」「ほっとスペース」「親子遊びの場」を追加したところ利用意向が強く現れました。



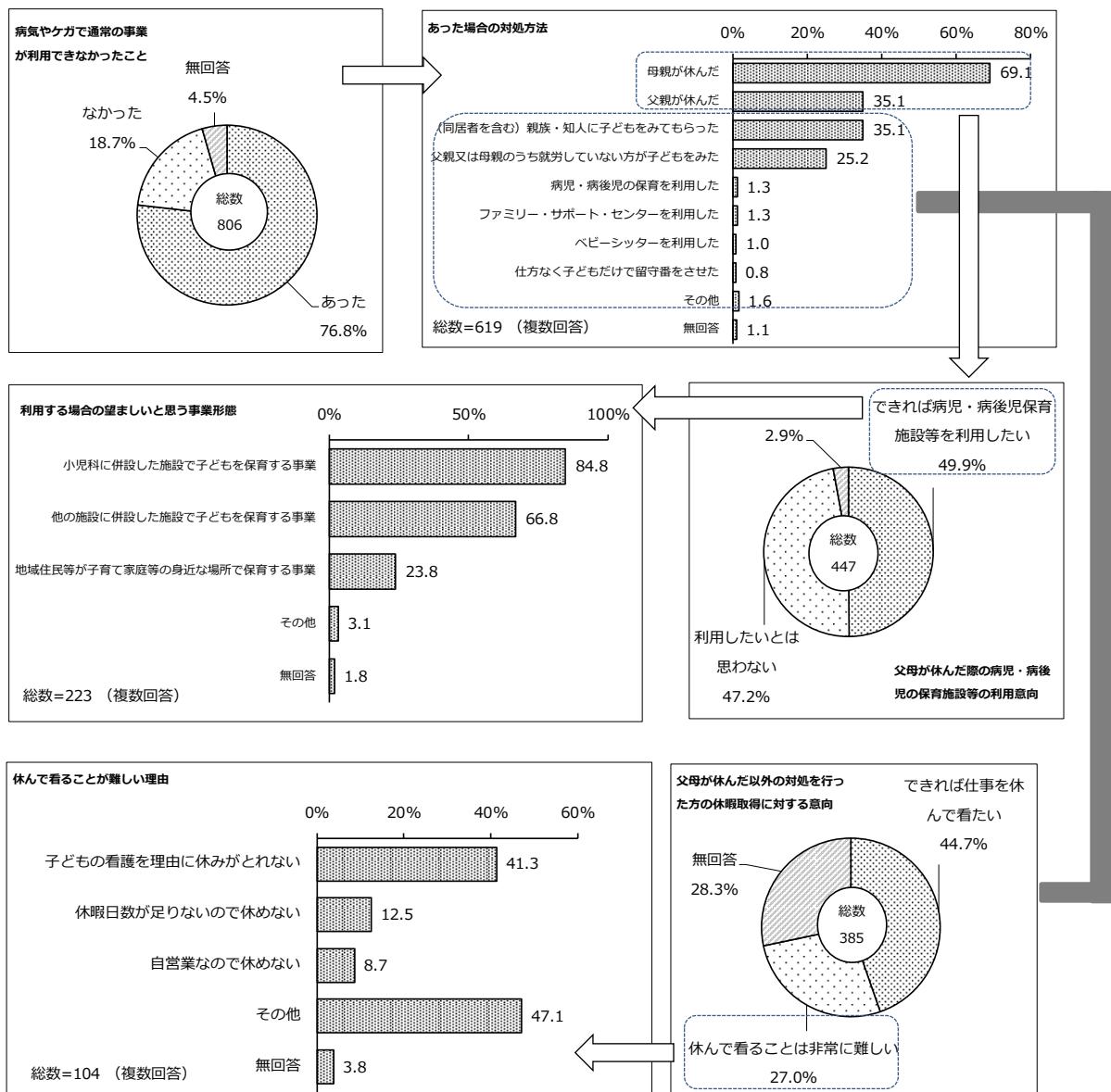
⑥ 病気の際の対応—病児・病後児保育事業の利用ニーズ

対応する主な事業：ファミリーサポートセンターの病児・病後児預かり

未就学児調査で、定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応は、「母親が休んだ」が 69.1% で最も多く、「父親が休んだ」「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」がそれぞれ 35.1% で、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを見た」が 25.2% で続けます。

父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は 49.9% となっています。その際の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 84.8% で最も多く、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が 66.8% で続けます。

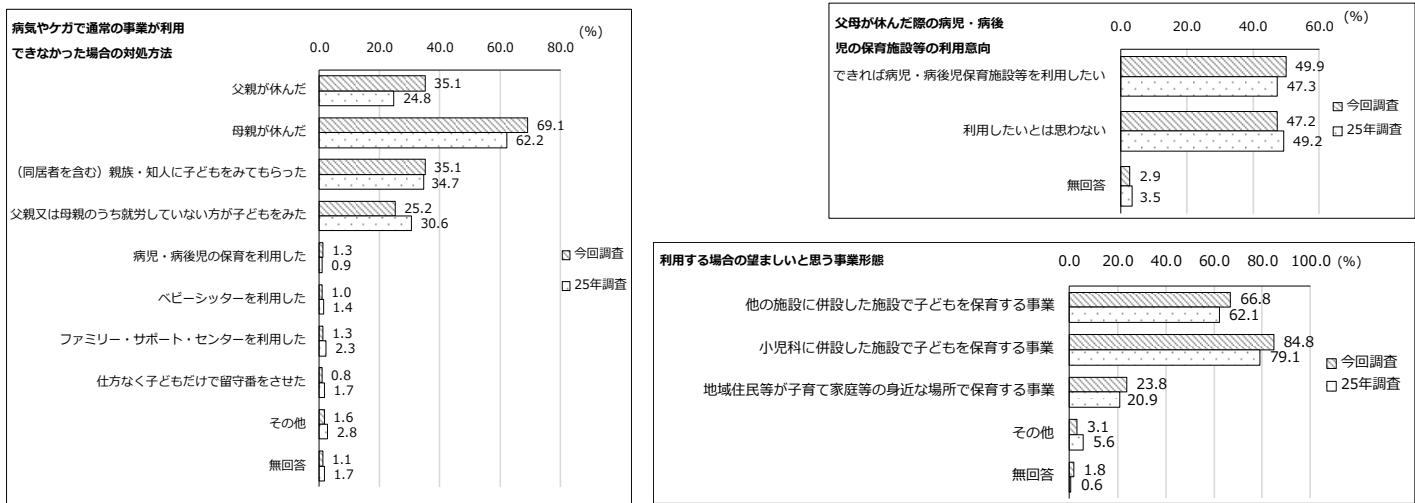
定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応で、父母が休んだ以外の対処を行った方のうち、27.0% が「仕事を休んで看ることは非常に難しい」と考えて休まなかつたという結果でした。そのように判断した理由としては 41.3% の方が「子どもの看護を理由に休みがとれない」を挙げていました。



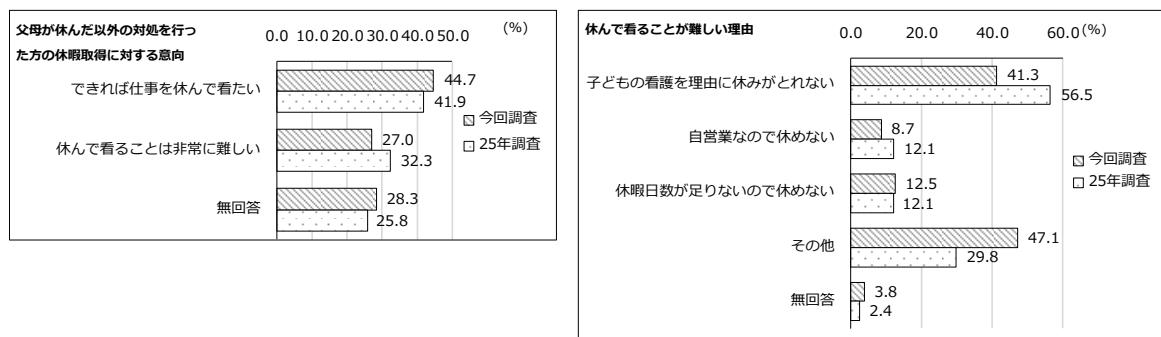
25年調査と比較すると、定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応では、「父親が休んだ」「母親が休んだ」が増え、父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が減っています。

父母が休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」のほうが「利用したいとは思わない」を逆転して多くなりました。

利用する場合の望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が増えています。

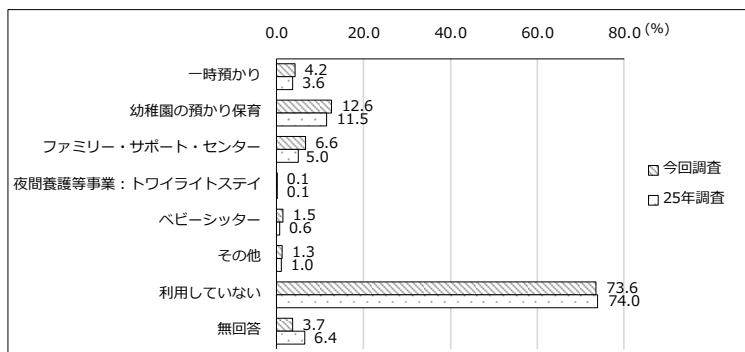


定期的教育・保育事業利用者で子供が病気の時の対応で、父母が休んだ以外の対処を行った方がそのように対処した理由では、「仕事を休んで看ることは非常に難しい」がやや減少しています。また、「仕事を休んで看ることは非常に難しい」と判断した理由では「子どもの看護を理由に休みがとれない」がやや減少しました。



⑦ 不定期で利用している教育・保育事業等の利用ニーズ

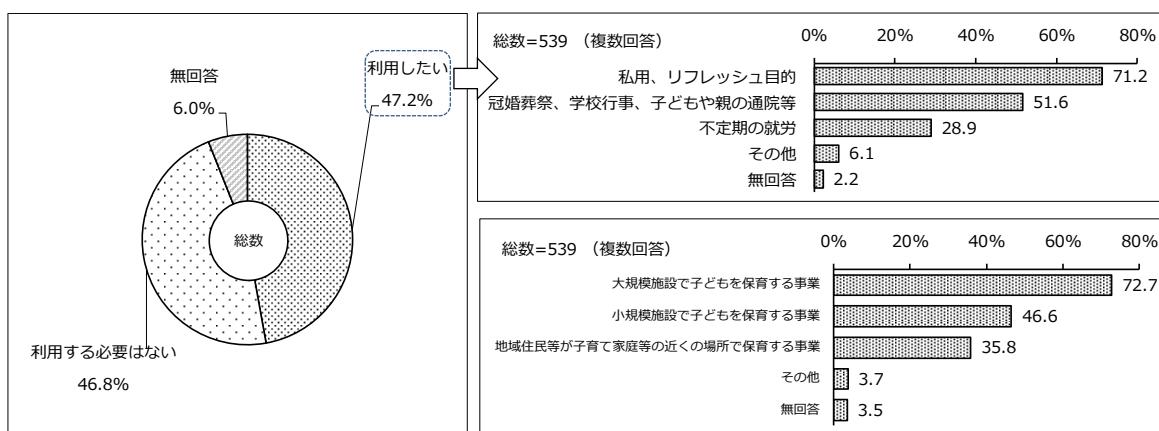
未就学児調査によると、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業では「幼稚園の預かり保育」が12.6%で最も多く、「ファミリー・サポート・センター」「一時預かり」「ベビーシッター」が続きます。



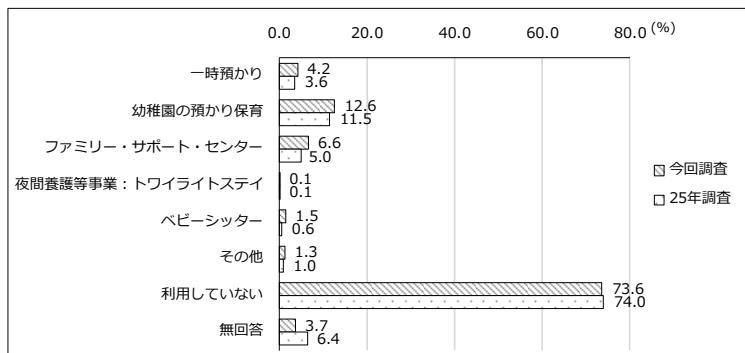
私用、親の通院、不定期の就労の目的で「利用したい」方は47.2%となっています。

「利用したい」と回答した方の利用の目的では「私用、リフレッシュ目的」が71.2%で最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」51.6%、「不定期の就労」が28.9%で続いています。

その際、預けるのに望ましいと思う事業形態は「大規模施設で子どもを保育する事業」が72.7%で最も多く、「小規模施設で子どもを保育する事業」が46.6%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」が35.8%で続いています。

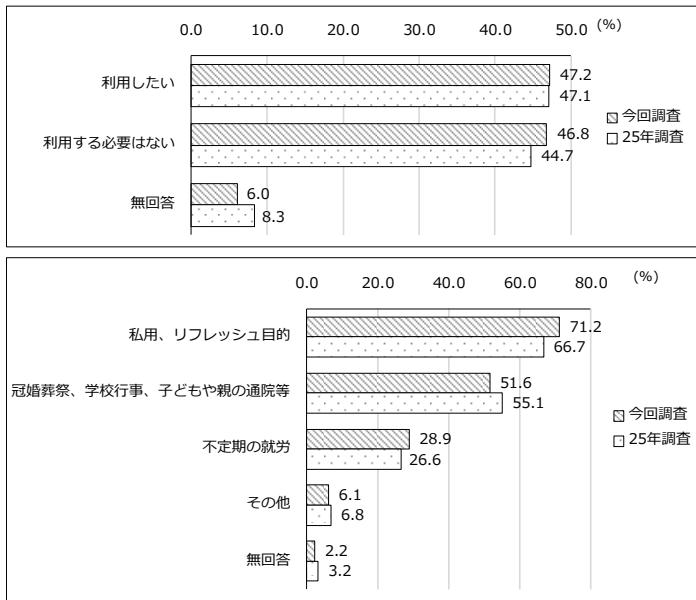


25年調査と比較しても、利用している事業の傾向には、大きな変化はみられません。



利用意向の比較でも、両調査で大きな変化はみられません。

また、利用目的では、「私用、リフレッシュ目的」が増え、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が減っています。

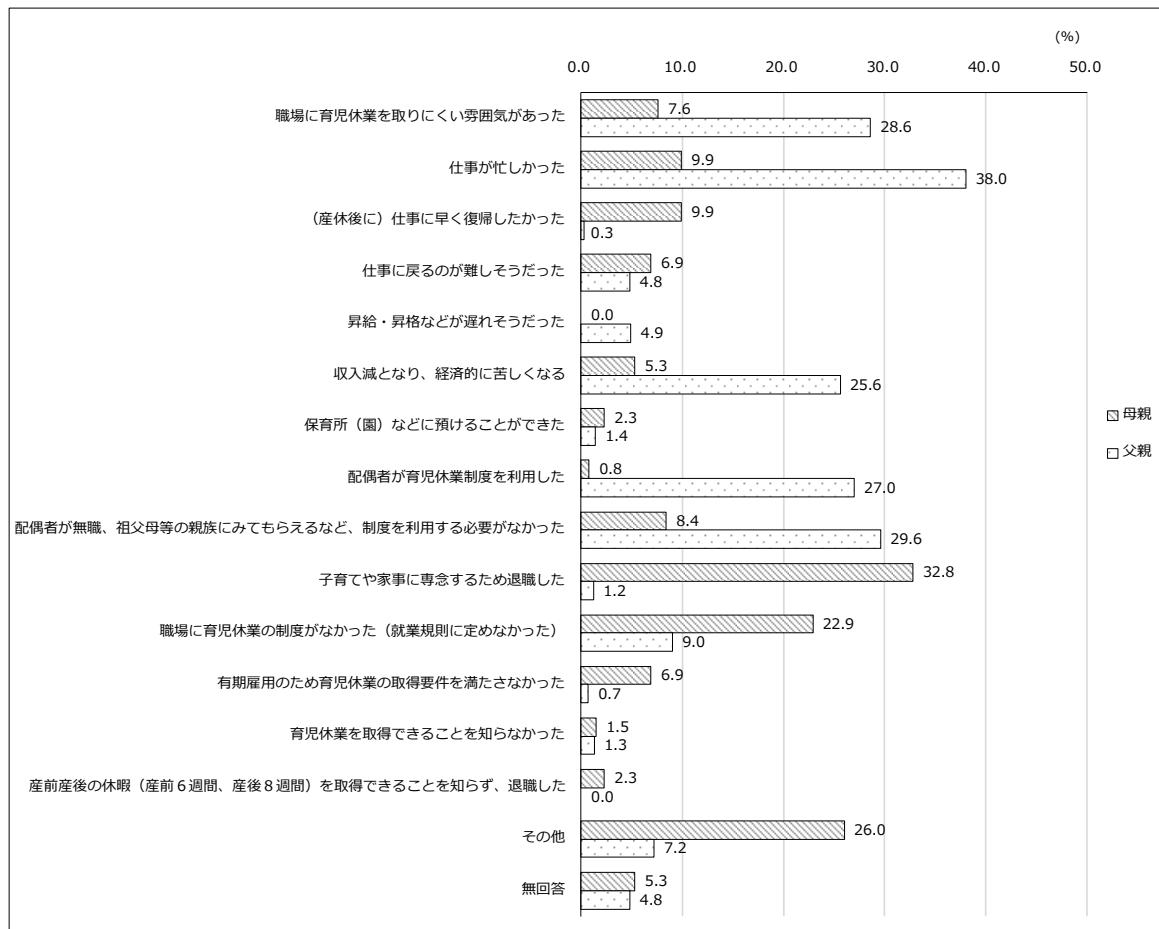
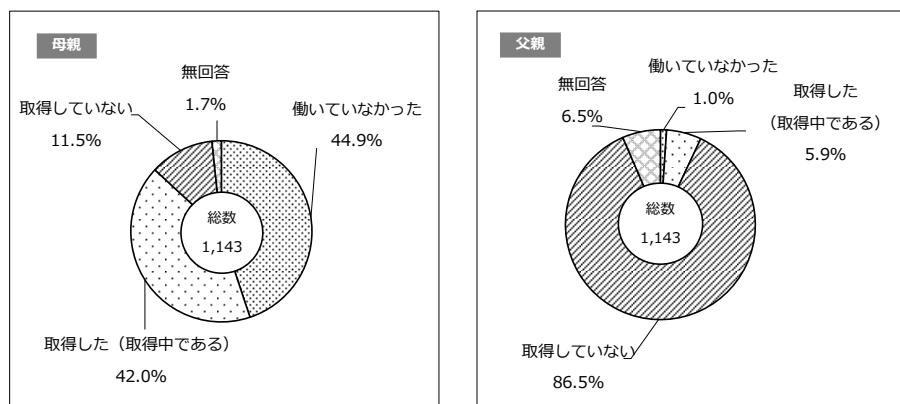


⑧ 求められるワークライフバランスー現状からみて

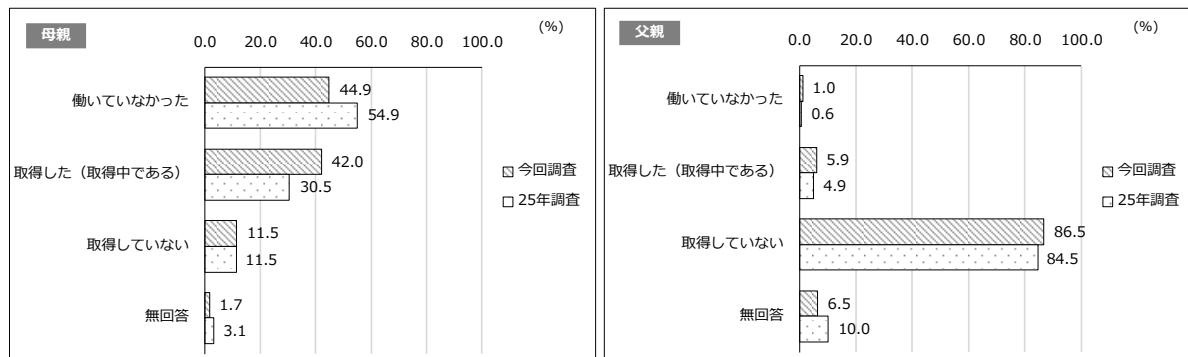
未就学児調査で母親の育児休業取得状況をみると、「働いていなかった」が44.9%で最も多く、「取得した（取得中である）」が42.0%、「取得していない」が11.5%で続きます。

これを父親でみると、「取得していない」が86.5%で最も多く、「取得した（取得中である）」は1割に満たない5.9%という状況です。

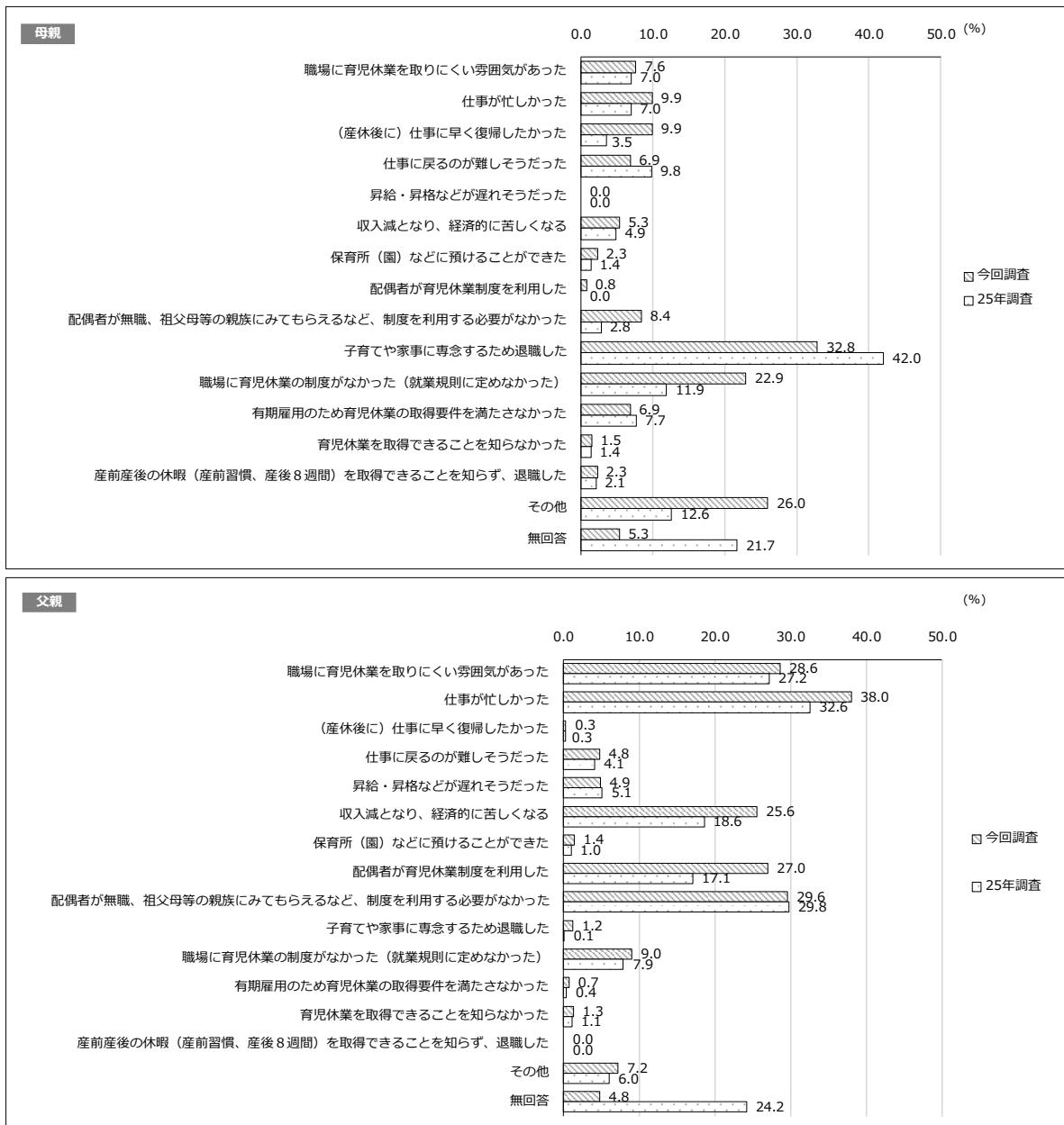
育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が32.8%で最も多く、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めなかった）」が続きます。父親では「仕事が忙しかった」が38.0%で最も多く、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が続きます。



25年調査と比較すると、母親の育児休業取得状況をみると、「働いていなかった」が1割減り、「取得した（取得中である）」は1割以上増えています。「取得していない」に変化はありません。父親の育児休業取得状況には、あまり変化はみられません。



育児休業を取得していない理由は、母親では、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めなかった）」が増え、「子育てや家事に専念するため退職した」が減っています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が増えています。

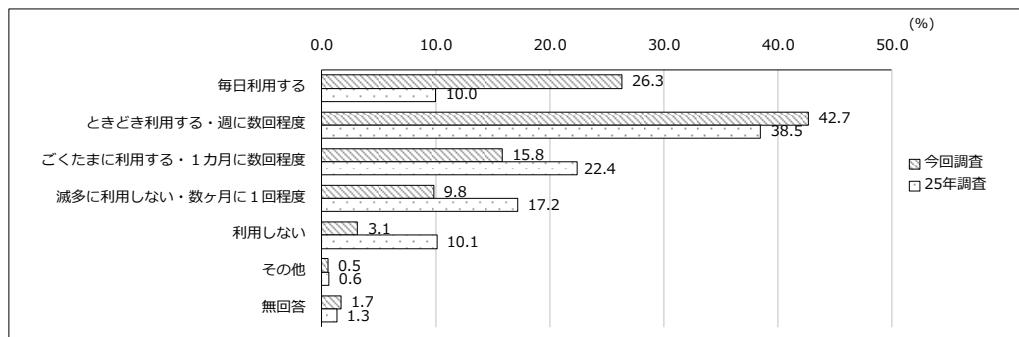


(3) 子育て支援施策環境の整備

① 子育てに関するインターネット利用頻度

未就学児調査で子育てに関するインターネット利用頻度をみると、「ときどき利用する・週に数回程度」が42.7%で最も多く、「毎日利用する」「ごくたまに利用する・1カ月に数回程度」と続き、「滅多に利用しない・数ヶ月に1回程度」は1割に満たない状況です。

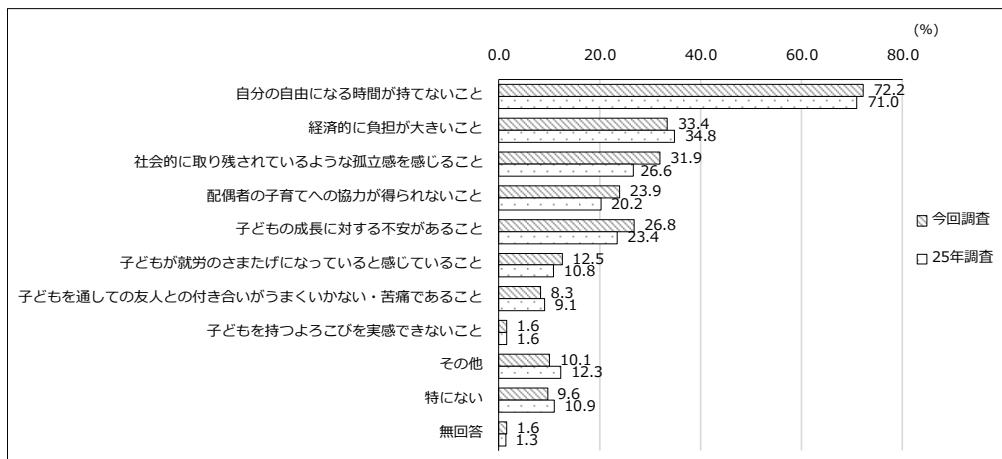
これを25年調査と比較すると、「毎日利用する」が倍以上に増えるなど、利用頻度が格段に高くなっています。



② 子育てでつらかったこと

未就学児調査で子育てでつらかったことをみると、「自分の自由になる時間が持てないこと」が72.2%で最も多く、「経済的に負担が大きいこと」「社会的に取り残されているような孤立感を感じること」が、それぞれ33.4%、31.9%と3割台で続いています。

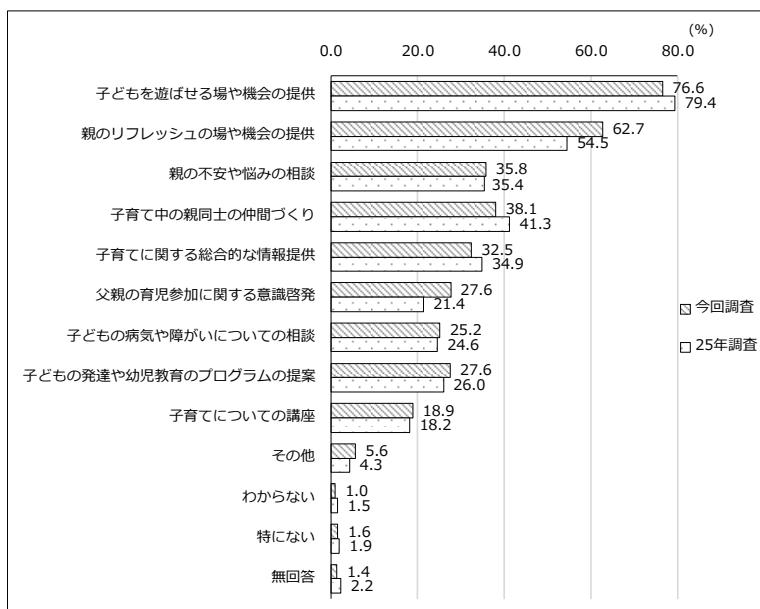
これを25年調査と比較すると、「社会的に取り残されているような孤立感を感じること」がいくらか増えています。



③ 子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス

未就学児調査で子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスをみると、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が76.6%で最も多く、「親のリフレッシュの場や機会の提供」が62.7%と6割を超え、その他「子育て中の親同士の仲間づくり」「親の不安や悩みの相談」などが、それぞれ38.1%、35.8%と3割台で続きます。

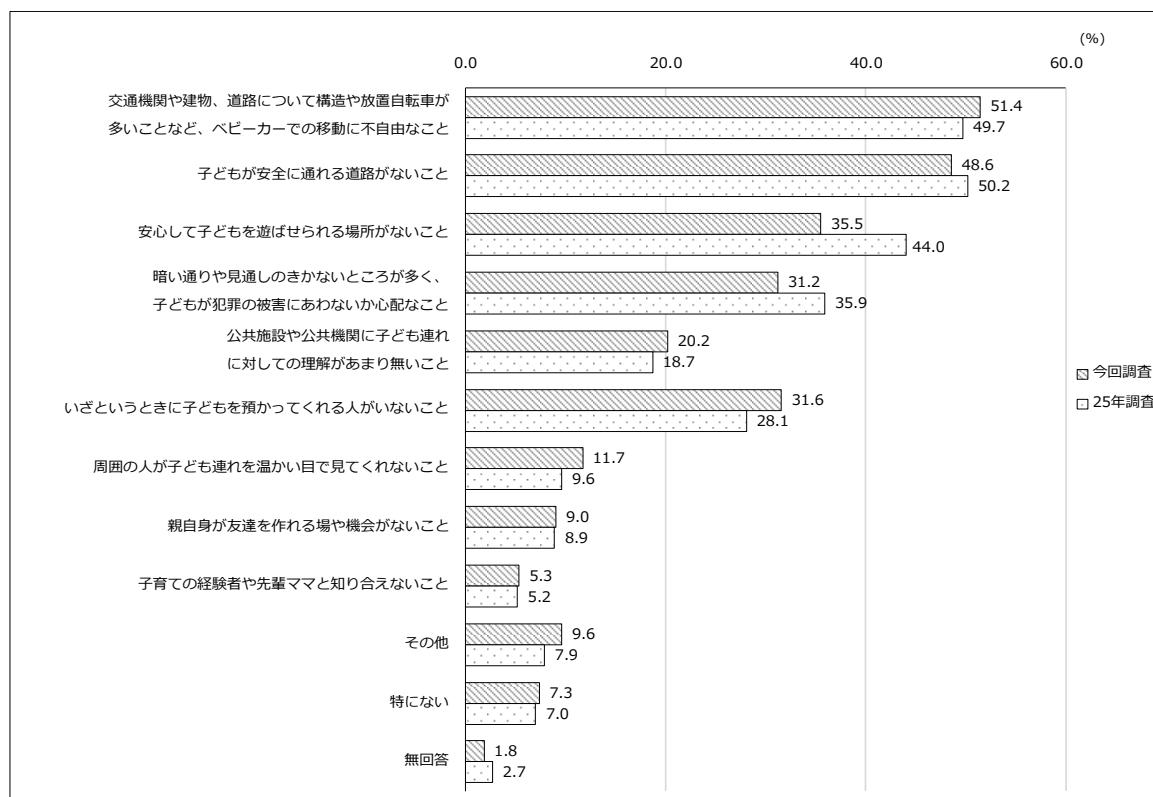
これを25年調査と比較すると、「親のリフレッシュの場や機会の提供」「父親の育児参加に関する意識啓発」が増えています。



④ 子育てで困ること・困ったこと

未就学児調査で子育てで困ること・困ったことをみると、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が51.4%と5割を超えて最も多く、「子どもが安全に通れる道路がないこと」「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」「いざというときに子どもを預かってくれる人がいないこと」などが続いています。

これを25年調査と比較すると、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が減ってきています。

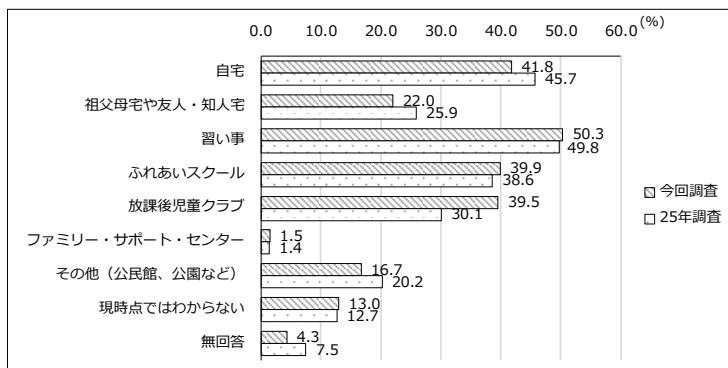


(4) 放課後児童クラブ事業

① 低学年に平日に放課後に過ごさせたい場所

未就学児調査で低学年の間平日に放課後に過ごさせたい場所をみてみると、「習い事」が50.3%で最も多く、「自宅」「ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」が、それぞれ41.8%、39.9%、39.5%と4割前後で続けます。

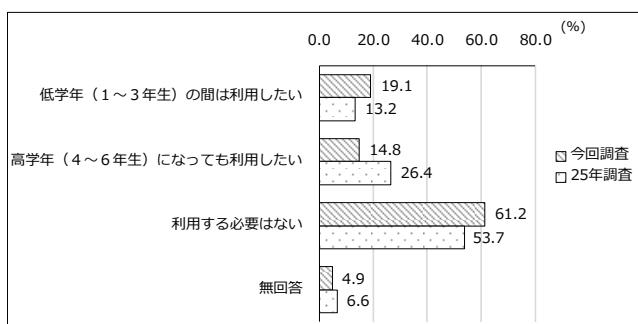
これを25年調査と比較すると、「放課後児童クラブ」が1割近く増えています。



② 土曜日の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で土曜日の放課後児童クラブの利用希望をみてみると、「利用する必要はない」が61.2%で最も多く、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が19.1%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が14.8%で続けます。

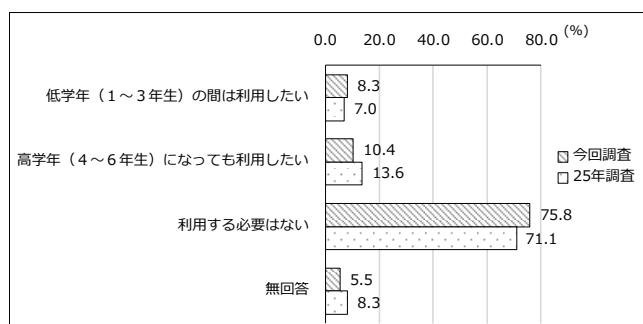
これを25年調査と比較すると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が増え、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が減っています。また、「利用する必要はない」は増えています。



③ 日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望をみてみると、「利用する必要はない」が75.8%で最も多く、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が10.4%、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が8.3%で続きます。

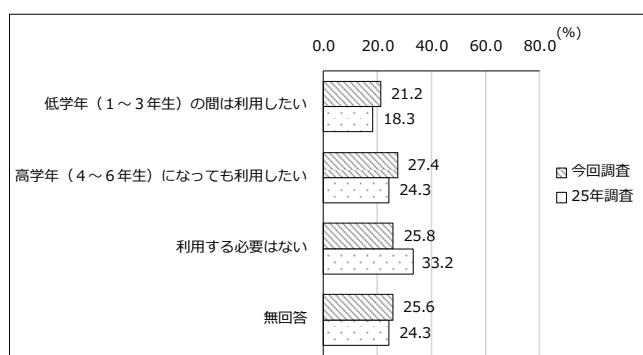
これを25年調査と比較すると、「利用する必要はない」がいくらか増えています。



④ 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

未就学児調査で長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望をみてみると、「高学年(4~6年生)になっても利用したい」が27.4%で最も多く、「利用する必要はない」が25.8%、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」が21.2%で続きます。

これを25年調査と比較すると、「利用する必要はない」が減っています。



3 逗子市の子育て支援施策の課題

(1) 教育・保育の量をバランスよく確保

5年前は保護者の4割が共働き家庭でしたが、現在6割に増加しています。現在働いていないが就労希望の母親は61.6%で、5年前の74.5%を下回りますが、その大半が変わらずパート就労を希望しています。このような状況から0歳から小学校就学前の子どもの教育・保育事業（幼稚園や保育所等）の利用については、保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、一時預かりの活用等も含めた総合的対策として、教育・保育の量をバランスよく確保する必要があります。

(2) 安心して子育てできる環境の整備

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信が持てない割合が5割以上あり、多くの人は「赤ちゃんの育児相談」や「家事や赤ちゃんの沐浴などのヘルパー」「父親の育児講座」など子育てへの支援を求めています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」「社会的に取り残されるような孤立感を感じる」等子育てに自分の時間がとられ、自分に余裕がない状態にある親が多くみられます。そのような状態から日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスを多くの保護者は求めており、親がリフレッシュできる場所や機会の提供も含め、楽しく、主体的に子育てができる環境の充実を図る必要があります。

(3) 子育てに関する情報提供の充実

子育ての不安の解消のためにも、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育ての講座等の情報は重要です。現在広報やホームページ、すし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、情報発信・提供に関して、情報内容の精査と提供手法の充実が必要です。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立する必要があります。また、様々な子育てに関連する団体と連携をしながら、地域での子育てについての協力体制をより充実させる必要があります。

(4) 相談体制の充実が必要

本市では、子育てに関する不安や悩み等を抱える子育て中の親への支援として、専門家による相談体制を構築してきましたが、子どもの貧困問題や虐待等、子ども・子育てを取り巻く社会環境は変化してきており、現在の相談体制をより一層親子に寄り添える取組みが必要です。結婚や妊娠中から出産後、子どもの成長に合わせた切れ目のない相談体制を構築します。

(5) ワークライフバランスの促進

父親の育児休業取得率が極めて低く、母親が育児休業を取得しても、子どもの保育所入所のタイミングに合わせた育児休業の期間を調整している現状が多くみられます。父親、母親共に職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があることや、父親はより仕事を休みづらい社会状況に常に置かれていることから、父母がともに子育てができるよう、

それぞれの家庭に合わせたワークライフバランスが求められます。

(6) ハード面での子育て支援

子育てをしていて特に困ること困ったこととして、「子どもが安全に通れる道路がないこと」、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられています。また、公園の新設や遊具の充実も要望として挙げられています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが心豊かに子育てできるまち 逗子

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるようにまち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように

- ア. 子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように
急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。保護者が子育てを主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。
- イ. 子どもがみんな、いきいきとして、心豊かに成長できるように
さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちの環境を生かした豊かな遊びと学びの場を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育ちできるまちづくりをめざします。
- ウ. まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように
逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、様々な活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

2 基本的な考え方（施策の視点）

4つの視点

1 子どもの最善の利益のための視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもの最善の利益を尊重する取組みを推進します。

2 子育てを親が主体的に行える視点

保護者が子育てに喜びを感じられるよう、孤立感や不安感を和らげ安心して子育てができる環境を整え、親育ちを支援します。

3 すべての子育て家庭を支援する視点

すべての子どもがいきいきと子どもらしい生活を送れるよう、市や地域などまち全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。

4 切れ目のない体系的で継続性ある長期的視点

妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を継続的に行うとともに、次世代を担う子どもたちが豊かな心の大人になれるよう長期的視野に立ち支援していきます。

3 計画の基本目標

5つの基本目標

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

基本目標4 支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします